

川崎市教育委員会における
新型インフルエンザ等対策行動計画
及び
川崎市立学校における
新型インフルエンザ等対策行動ガイドライン
Vol.1（案）

平成26年4月
川崎市教育委員会

はじめに

近年、社会の変化とともに子どもたちの健康問題は多様化し、複雑化してきているが、学校教育において子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図るために、学校では保護者や地域とともに安全で健やかな学校生活を保障する様々な取組を行っていかなくてはならない。

毎年、インフルエンザが流行する時期には、子どもたちがインフルエンザにり患することがないよう学校での防疫対策を講じているが、最近では平成21年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的に大流行し、学校においても様々な感染拡大防止にむけた対策を講じたことは記憶に新しい。平成21年の新型インフルエンザが国内に発生した際に様々な対策が講じられてきた経験を通じて、多くの知見や教訓が得られた。

平成25年4月には、中国における鳥インフルエンザに関する報道がされ、人への感染が危惧されていたが、このような経過の中で、平成25年4月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、特措法という。）が施行されたことを受けて、文部科学省においても平成18年9月19日策定した「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」（以下、「文部科学省行動計画」という。）を平成25年7月5日に改定している。

また、川崎市においても平成17年に政府が策定した「新型インフルエンザ等対策行動計画」に準じて、同年に「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下、「市行動計画」という。）を策定し、平成26年3月には改定している。

このため、市教育委員会でも、「文部科学省行動計画」及び「市行動計画」等を踏まえ、平時から新型インフルエンザの発生時の各段階における各学校や教育委員会がとるべき適切な対応について、研究を進めていくことが喫緊の課題であるため、この度「川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動計画及び川崎市立学校における新型インフルエンザ等対策行動ガイドライン vol.1」（以下、市教委行動計画及び市立学校ガイドラインという。）を作成した。

今後、新型インフルエンザ等が発生した場合に、各学校及び社会教育施設等での適切な対応を講じられるよう、平時において緊急時を想定した訓練を実施し、体制を整え緊急時に備えていく際に、この市教委行動計画及び市立学校ガイドラインを参考とされたい。

目 次

【 川崎市教育委員会 新型インフルエンザ等対策行動計画 】

基本的な考え方	1
1 新型インフルエンザ等特別措置法とは	
2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要	
3 特措法における新型インフルエンザ対策の基本的戦略	2
4 文部科学省行動計画及び市行動計画との関連	3
5 本行動計画の枠組	
6 教育委員会における行動	5
7 関係機関（学校、社会教育施設等）における行動	
新型インフルエンザ等発生段階に応じた対応	6
1 未発生期における対応	
2 海外発生期における対応	7
3 国内発生早期における対応	
4 国内感染期の対応	8
5 小康期の対応	10

【川崎市立学校における新型インフルエンザ等対策行動ガイドライン】 市立学校における危機管理体制の確立	1 1
---	-----

市立学校における発生段階別の対応のポイント	1 2
-----------------------	-----

1 未発生時の対応

- (1) 情報の収集と提供
- (2) 感染予防教育の実施
- (3) 児童・生徒・教職員の健康管理
- (4) 鳥インフルエンザへの対応
- (5) 保護者等との連携
- (6) 新型インフルエンザ等研修会の開催
- (7) 新型インフルエンザ等検討委員会、幹事会及び連絡協議会の開催
- (8) 在外邦人への情報提供
- (9) 平時における衛生用品の提供と保管
- (10) 学校における事業継続計画策定
- (11) まん延期の医療の確保
- (12) 発生時の緊急連絡体制要領の作成と訓練

2 国外発生期における対応	1 4
---------------	-----

3 国内発生期～県内、市内発生期における対応

- (1) 国内発生時における情報の収集と提供
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の連絡体制等
- (3) 国内発生時における学校等の対応
- (4) 市内発生時における休業の指示等
- (5) 関係施設の使用
- (6) 学校における発生時のフローチャート（平成25年度版）
- (7) 発生時の連絡体制・相談先
- (8) 感染拡大防止教育の実施例
- (9) 臨時休業時における健康観察及び配付資料児童用及び児童・生徒の健康観察記録（平成21年度版）

4 小児期の対応

- (1) 終息の指示
- (2) 評価

市立学校における学習支援	3 2
--------------	-----

1 休業中の学習支援（第1波が収まる約8週間内の自宅学習等）

- (1) 学習の支援
- (2) 入学試験

2 休業後の学習支援

- (1) 休業により遅れた学習の保障
- (2) 修了認定、単位の履修・修得認定
- (3) 学校行事等の運営

臨時休業中の業務及び学校職員の服務	33
1 業務の優先	
2 学校職員の服務	
関係施設の使用	
1 平時における衛生用品の提供と保管	
2 発生時の対応	
(1) 市立学校の体育館等の施設提供	
(2) 医療施設としての使用（教育施設）	
資料編	
平成21年 新型インフルエンザ発生時の対応から	36
1 新型インフルエンザに関わる対応	国内発生早期
2 新型インフルエンザの対応について	市内感染期A段階
3 新型インフルエンザの対応について	市内感染期B段階
4 新型インフルエンザの対応について	市内感染期C段階
5 新型インフルエンザによる学級閉鎖等対応の変更について	小康期
6 新型インフルエンザの対応について	終息後
川崎市教育委員会 新型インフルエンザ等対策行動検討委員会、幹事会及び 市立学校連絡協議会の概要	57
1 検討委員会、幹事会及び連絡協議会の設置の目的及び経過	
2 設置要綱	
用語解説	60
参考文献・参考資料	61

川崎市教育委員会

新型インフルエンザ等対策行動計画

基本的な考え方

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法とは

(川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画より一部抜粋)

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等」と相まって、国全体としての体制を整備し、対策の強化を図るものである。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

新型インフルエンザに対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(1) 体制整備等

未発生期の準備が重要であり、様々な事態を想定して訓練を体感していく。

●行動計画等の作成

- ・国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ・指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成

●発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

●発生時における特定接種（登録事業者の従業員等に対する先行的予防接種）の実施

●海外発生時の水際対策の的確な実施

●権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響のおそれがあると認められたとき

(2) 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）
- 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）
- 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
- 緊急物資の運送の要請

- 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収容
- 埋葬・火葬の特例
- 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- 行政上の申請期限の延長等
- 政府関係金融機関等による融資等

3 特措法における新型インフルエンザ等対策の基本的戦略

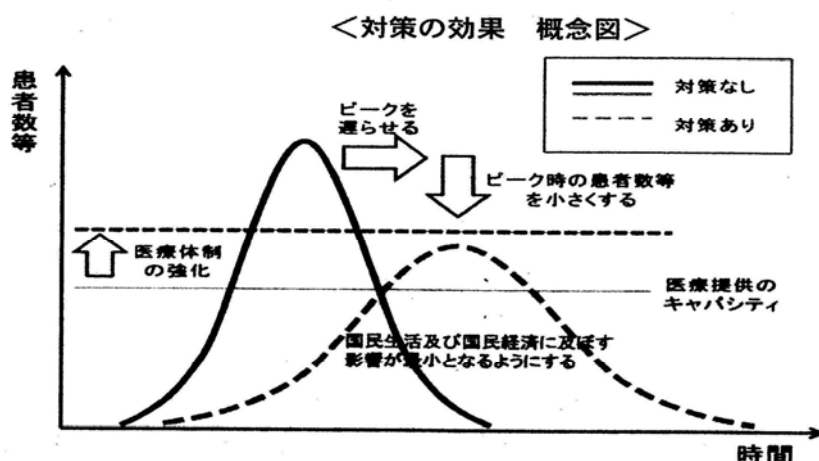
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には国民の多くが罹患することを前提としつつ、患者の発生が一定の期間に偏ってしまうことを避けるために、必要な対策を講じていく必要がある。

(1) 基本的な考え方1

- ア 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
イ 国民経済に及ぼす影響を最小とする。

- 流行のピークを遅らせ、医療体制整備等の時間を確保
- 流行のピーク時の患者数を少なくし、患者に適切な医療を提供
- 事業継続計画の作成・実施等により、国民経済安定のための業務を維持



(2) 基本的な考え方2

一つの対策に偏重した対策は大きなリスク



発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応することが必要

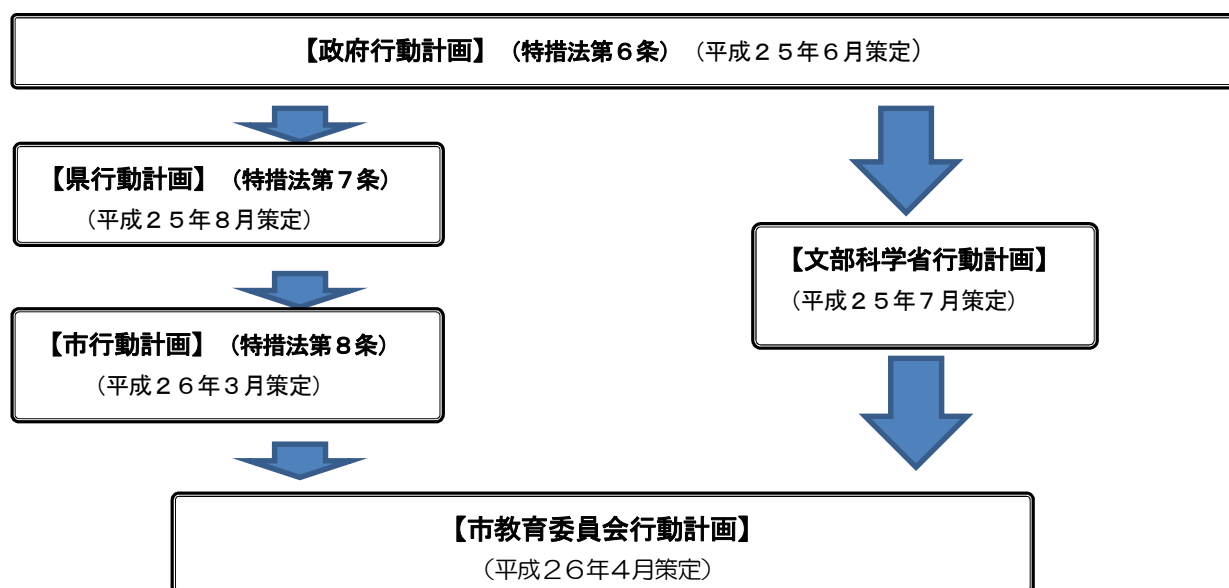


各種対策を総合・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す
(病原体の特徴、流行の状況等を踏まえ、対策の有効性や国民生活に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択・決定)

具体的には、

- 発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
- 発生した場合、検疫の強化等により、病原体の国内侵入をできるだけ遅らせる。
- 国内発生当初は、感染拡大のスピードを遅らせることを目的とした対策を実施。
(病原性等の情報が限られている場合には、最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施し、状況の進展に応じて縮小・中止。)
- 社会が緊張する中では不測の事態が想定されるため、状況を把握し、臨機応変に対処。
- 医療以外の感染対策は、社会全体で取り組むことで効果が期待される。
(事業者が職場における感染対策に取り組むことはもちろん、国民一人ひとりが感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要。)

4 文部科学省行動計画及び市行動計画との関連



5 本行動計画の枠組

- (1) 本行動計画は、上記の基本的戦略を念頭に置きつつ、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを主たる目的として、政府、県、市行動計画に基づき市教育委員会及び関係機関が国家の危機管理に関わる重要な課題である新型インフルエンザ等の対策を要請に基づき適切な行動選択ができるよう、具体的な対策の選択肢を発生段階に応じて示している。
- (2) したがって、実際の対策としては、政府、県、市行動計画に掲げる対策の基本的方針や留意点も踏まえ、本行動計画に掲げる対策のうちから、発生段階に応じて実施すべきものを選択し、必要であれば本行動計画に掲げていない対策も併せて、臨機応変に実施していくこととする。
- (3) なお、発生段階については、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つに分類したものであり、国全体での発生段階の移行については、WHOが提示したものを参考に、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部において決定される。また、各都道府県においては、地域の発生状況は様々であり、その状況に応じ柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については必要に応じ国と協議の上で県が判断することとされている。
そのため、県及び市内の発生状況を踏まえた対策が講じられると考えられることから、県

の動向と併せて市で具体的に協議した上で発生段階が判断される。

(4) 対象とする感染症（市行動計画から抜粋）

対象とする感染症（以下、「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下、「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

◆各発生段階における危機管理体制◆

発生段階		状態	川崎市の 危機管理体制	教育委員会の 危機管理体制
国	神奈川県 川崎市			
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	川崎市危機管理推進会議 （会長：副市長） ※具体的な対策は「新型インフルエンザ等対策専門部会」で検討する	教育委員会 「新型インフルエンザ等対策行動幹事会」 （委員長：総務部長） ※具体的な対策は「新型インフルエンザ等対策行動幹事会」で検討し、各部との連絡調整を図る
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態	川崎市新型インフルエンザ等対策本部 （本部長：市長） ※緊急事態宣言が発せられたときには、特措法に基づく市対策本部となる	教育委員会 「新型インフルエンザ等対策行動検討委員会」 （委員長：教育長） ※「川崎市危機管理推進会議」及び「新型インフルエンザ等対策本部」との連携を図る
国内発生早期	県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態		
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
国内感染期	県内感染期	県内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	川崎市危機管理推進会議 （会長：副市長） ※具体的な対策は「新型インフルエンザ等対策専門部会」で検討する ※政府対策本部及び県対策本部が設置されている場合は、市対策本部及び区対策本部を継続する	教育委員会 「新型インフルエンザ等対策行動検討委員会」 （委員長：教育長） ※具体的な対策は「新型インフルエンザ等対策行動幹事会」で検討し、各部との連絡調整を図る

※ 発生段階別の対策の移行については、県対策本部長が判断する県単位の発生段階に従うものとする。

6 教育委員会における行動

- (1) 教育委員会では、未発生期の段階から文部科学省及び県、市関係部局等との情報を共有し、教育委員会庁内関係施設が発生期に迅速かつ適切な対策が講じられるよう、行動計画の周知を図り最新の情報を提供していく。
- (2) 教育委員会においては、海外発生期に移行した段階で教育委員会内に、教育長を長とした「川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会（以下、市教委検討委員会という。）を設置し、国及び県、川崎市新型インフルエンザ等対策本部（以下、市対策本部という。）との情報の共有・分析と、今後の対応方針等を協議することとしている。
⇒要綱参照

- (3) 市教委検討委員会では、得られた情報を迅速に関係機関に提供するとともに、（県及び市の判断した）当該情報の分析に基づいて立案された対策の速やかな実施に関係機関に対し要請することにより、必要な業務の継続と、感染による被害の拡大防止を図るものである。

7 関係機関（学校・社会教育施設等）における行動

- (1) 政府、県及び市対策本部から示される新型インフルエンザの発生状況、症状や予防のために必要な留意事項、発生した場合の対応策等の正確な情報の入手に努めることが重要である。
- (2) 具体的には、後述する各段階毎の行動計画に基づき、各関係機関において具体的な対応策を検討し、それに沿った対応を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等発生段階に応じた対応

1 未発生期における対応

(1) 実施体制

ア 文部科学省及び県内外の連絡強化と体制の整備

「文部科学省行動計画」に基づき連絡強化と体制の整備を行う。

イ 教育委員会内・関係部局の連携強化と体制の整備

(ア) 教育委員会における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた各部署の業務継続計画の策定等を進める。

(イ) 川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会及び幹事会の開催。

(ウ) 関係部局と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、訓練を実施する。

(2) サーベイランス・情報の収集

ア 高病原性鳥インフルエンザ（以下、鳥インフルエンザとする）及び新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集

イ 国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応についての対策の協議

速やかに市検討委員会を開催し、関係部局からの情報の集約・共有・分析を行うとともに学校、教育機関及び社会教育施設等における感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。

ウ 学校から提出される月報等に基づくサーベイランスを実施

(3) 情報提供・共有

市教委行動計画及び市立学校ガイドラインの周知

「季節型インフルエンザ」への適切な対応と、それによる封じ込めが不十分な状態では、新型インフルエンザの感染予防や封じ込めは不可能であり、一層の「季節型インフルエンザ」への適切な対応が求められている。「季節型インフルエンザ」への対応について、各学校及び社会教育機関が情報を共有できるよう、通知や研修会等での周知徹底を図る。

(4) 予防・まん延防止

一方、「咳エチケット」は、新型インフルエンザについても感染予防に有効であることから、日常から「咳エチケット」の励行を促すことが必要である。

「咳エチケット」は、風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットであり、感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが極めて重要である。

【咳エチケット】

- 咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。
- マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- 鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人にマスクの着用をお願いしましょう。

学校及び社会教育施設等では、新型インフルエンザの予防対策をはじめとする情報（人込みの回避、マスクの着用、うがい、手洗いなど一般的な感染予防対策が新型インフルエ

ンザの予防においても重要であると考えられていること等）を児童生徒、教職員及び施設利用者等に周知徹底させることが必要である。

発生時等に、氾濫する新型インフルエンザの情報に過度な反応や影響を受けて、パニックが起こらないよう、正しい情報に基づく、適切な判断・行動が行われることが重要である。

また、新型インフルエンザを疑う症状を呈した場合には、健康福祉センター（保健所）など関係機関等の指示を踏まえ、決められた医療（相談）機関において受診や相談をするよう指導することが必要である。

2 海外発生期における対応

- (1) 川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動幹事会の開催
- (2) 海外発生時における情報の収集と提供

教育委員会は、「1：未発生期における対応」に加え、海外での発生状況や対策の内容について情報を提供し、学校及び社会教育施設への注意喚起を行うとともに、ホームページの内容等について更新に努める。

3 国内発生早期における対応

- (1) 実施体制

ア 川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会及び幹事会の開催

イ 新型インフルエンザ等発生時の連絡体制等

- (ア) 発生時における市立学校及び社会教育施設等の臨時休業の指示

教育長は、文部科学省及び市健康危機管理対策本部（以下「本部等」という。）の要請に基づいて発令される市内学校及び社会教育施設等に対する休業要請を受け、予定されている伝達ルートを通じて、速やかに市立学校及び社会教育施設等に対する臨時休業及び休館の措置を指示する。

なお、臨時休業及び休館の措置を指示した際は、本部等に速やかに報告する。

- (イ) 発生時における市立学校等の臨時休業の要請

教育長は、予定されている伝達ルートを通じて、各学校長及び各施設長に対して市の対応を知らせると共に、同様の措置を講じるよう要請する。

学校及び社会教育施設等が臨時休業、休館を行った際に教育委員会は、必要に応じて関係機関に報告する。

ウ 発生時における市教育機関（市立学校、教育機関、社会教育施設等）の対応

【緊急事態宣言が発せられたときの措置】

県が特措法第45条第2項に基づき、学校等（特措法施行令第11条に定める施設に限る）に対して要請する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）について、必要に応じ市民及び事業者等に周知する。

- (ア) 休業等の指示

教育長から緊急の休業等の指示があった場合は、関係課は施設管理者へ速やかに閉鎖を指示・要請する。

なお、施設管理者は利用者等に閉鎖の理由を告げ、迅速な退去を求める。

- (イ) 市民等への周知

休業中に利用の予約がある場合には、施設管理者は予約団体等へ利用の中止を連絡する。

また、施設管理者は休業の旨を施設に掲示するとともにホームページその他の方法で市民等に周知を図る。

(ウ) 関係団体への周知

関係課は所管する関係団体（各種校長会、PTA等）に周知を図る。

(エ) 会議等（各種会議、研修会、スポーツ大会を含む校外活動、セミナー等）の中止の指示等

a 中止等の指示・要請

教育長は、児童生徒、教職員及び一般市民を対象にした会議等について、主催者に対し速やかに中止又は延期、発生地域からの参加者を出席させない等の措置を取るよう要請する場合がある。

b 関係者への周知

主催者は、関係者に周知を図る。

(オ) 関係施設の使用

a 平時における衛生用品の提供と保管

市教育委員会では、発生時に使用するサージカルマスク、使い捨て手袋、消毒液などの衛生用品を計画的に関係機関へ提供し、各学校において適切な場所に保管し発生時に備える。

b 発生時の対応

(a) 市立学校の体育館等の施設提供

市健康危機管理対策本部等関係機関からの要請に応じて、発熱外来などを行う場所として、体育館等を提供する場合がある。

(b) 医療施設としての使用（教育施設）

「市行動計画」の「入院治療が必要な患者等に対して、医療機関以外の公的研修等の宿泊施設において医療を提供する体制に努める」に基づき、対策本部の指示により緊急の医療施設として教育施設を使用する場合がある。

(2) サーベイランス・情報の収集

ア 国内発生早期における情報の収集

教育委員会は、国内での発生状況や対策の内容について詳細に情報を収集する。

イ サーベイランスの強化及び学校から提出される出席停止者数の把握

ウ 臨時休業及び休館の把握

(3) 情報提供・共有

関係者への注意喚起と教育委員会の対応方針について情報提供をおこなう。また、感染拡大防止策について、情報を適切に提供する。

(4) 予防・まん延防止

感染予防策を強化する。

4 国内感染期の対応

(1) 実施体制

ア 川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会及び幹事会の開催

イ 新型インフルエンザ等発生時の連絡体制等

(ア) 発生時における市立学校及び社会教育施設等の臨時休業、休館の指示

教育長は、文部科学省及び市健康危機管理対策本部（以下「本部等」という。）の要

請に基づいて発令される市内学校及び社会教育施設等に対する休業要請を受け、予定されている伝達ルートを通じて、速やかに市立学校及び社会教育施設等に対する臨時休業及び休館の措置を指示する。

なお、臨時休業及び休館の措置を指示した際は、本部等に速やかに報告する。

(イ) 発生時における市立学校等の臨時休業の要請

教育長は、予定されている伝達ルートを通じて、各学校長及び各施設長に対して市の対応を知らせると共に、同様の措置を講じるよう要請する。

学校及び社会教育施設等が臨時休業及び休館を行った際、教育委員会は、必要に応じて関係機関に報告する。

ウ 発生時における市教育機関（市立学校、教育機関、社会教育施設等）の対応

【緊急事態宣言が発せられたときの措置】

県が特措法第45条第2項に基づき、学校等（特措法施行令第11条に定める施設に限る）に対して要請する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）について、必要に応じ市民及び事業者へ周知する。

(ア) 休業等の指示

教育長から緊急の休業等の指示があった場合は、関係課は施設管理者へ速やかに閉鎖を要請・指示する。

なお、施設管理者は利用者等に閉鎖の理由を告げ、迅速な退去を求める。

(イ) 市民等への周知

休業中に利用の予約がある場合には、施設管理者は予約団体等へ利用の中止を連絡する。

また、施設管理者は休業の旨を施設に掲示するとともにホームページその他の方法で市民等に周知を図る。

(ウ) 関係団体への周知

関係課は所管する関係団体（各種校長会、PTA等）に周知を図る。

(エ) 会議等（各種会議、研修会、スポーツ大会を含む校外活動、セミナー等）の中止の指示等

a 中止等の要請・指示

教育長は、児童生徒、教職員及び一般市民を対象にした会議等について、主催者に対し速やかに中止又は延期、発生地域からの参加者を出席させない等の措置を取るよう要請する場合がある。

b 関係者への周知

主催者は、関係者に周知を図る。

(オ) 関係施設の使用

a 平時における衛生用品の提供と保管

市教育委員会では、発生時に使用するサージカルマスク、使い捨て手袋、消毒液などの衛生用品を計画的に関係機関へ提供し、各学校において適切な場所に保管し発生時に備える。

b 発生時の対応

(a) 市立学校の体育館等の施設提供

市健康危機管理対策本部等関係機関からの要請に応じて、発熱外来などを行う場所として、体育館等を提供する場合がある。

(b) 医療施設としての使用（教育施設）

「市行動計画」の「入院治療が必要な患者等に対して、医療機関以外の公的研修等の宿泊施設において医療を提供する体制に努める」に基づき、対策本部の指示により緊急の医療施設として教育施設を使用する場合がある。

(2) サーベイランス・情報の収集

ア 国内感染期における情報の収集

教育委員会は、国内での感染患者数や医療等に関する状況や対策の内容を詳細に情報を収集する。

また、メールやファクシミリによる迅速な情報提供を心がけ、必要に応じてホームページによる情報についても更新に努める。

イ サーベイランスの継続及び学校から提出される出席停止者数の把握を行う。

ウ 臨時休業及び休館情報の把握と要請。

(3) 情報提供・共有

教育委員会は、国内での発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、関係者への注意喚起と教育委員会の対応方針について情報提供を行う。

また、メールやファクシミリによる迅速な情報提供を心がけ、必要に応じてホームページによる情報についても更新に努める。

(4) 予防・まん延防止

感染予防策を強化する。

5 小児期の対応

(1) 終息の指示

小康期に入り、本部等から臨時休業終了の要請があった場合、教育長は、必要に応じて本部等と相談しつつ、終了時期、対象校及び機関を検討し、臨時休業終了の措置が適切に講じられるよう指示・要請する。

(2) 評価

川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会は、各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え、必要に応じ本ガイドライン及び情報提供体制等の見直しを行う。

川崎市立学校における

新型インフルエンザ等対策行動ガイドライン

学校における危機管理体制の確立

特措法の施行を受けて、教育委員会各課等で構成する「新型インフルエンザ等対策行動ガイドライン作業委員会」を平成25年度新たに開催し、新型インフルエンザ等対策に関する情報共有を図り、対策の充実を目指し「川崎市立学校における新型インフルエンザ等対策行動ガイドライン」（以下、ガイドラインという。）を作成した。

今後は、市行動計画に基づき、教育委員会でも「川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会及び連絡協議会」を開催し、教育委員会内においてもガイドラインに基づく協議と情報共有を図っていく。また、ガイドラインに基づき、各学校において具体的な対策と対応を協議し、教職員をはじめ児童・生徒及び保護者、地域関係者と情報共有し、予防に努めるとともに、発生時に適切な対応ができるよう訓練等を行い、備えていく。

なお、ガイドラインは、最新の知見や情報等に基づき必要に応じて改定していくものとする。

◆発生段階における川崎市・教育委員会・学校の主な対応◆

発生段階		主 な 対 応		
国	神奈川県 川崎市	川崎市	教育委員会 事務局	学 校
未発生期	未発生期	・サーベイランスの実施 ・発生に備えた事前準備 ・市民への情報提供	・文部科学省及び県内外の連携強化と体制の整備 ・市内体制の確認 ・情報の収集と提供 ・検討委員会、幹事会の開催 ・サーベイランスの実施 ・委員会行動計画及び市教委ガイドラインの周知 ・鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策	・情報の収集と提供 ・感染予防教育の実施 ・保護者等との連携 ・学校保健委員会等における発生時に備えた緊急連絡体制要領の作成と確認、訓練の実施 ・学校における事業継続計画の策定 ・サーベイランスの実施 ・対策行動連絡協議会の開催
海外発生期	海外発生期	・海外からの侵入防止対策 ・国内発生に備えた対策の実施 ・サーベイランスの強化 ・市民への情報提供 ・業務継続計画に基づく重要業務への重点化の準備	・発生に備えた市内対策の確認と実施 ・文部科学省及び関係部局からの情報の収集及び学校への情報提供 ・サーベイランスの強化 ・業務継続計画に基づく重要業務への重点化の準備 ・検討委員会、幹事会の開催	・情報の収集と提供 ・感染拡大予防教育 ・保護者等との連携 ・サーベイランスの強化 ・対策行動連絡協議会の開催
国内発生早期	県内未発生期	・市内への情報提供 ・全庁的なまん延防止 ・市内患者発生の早期把握 ・適正な医療の提供 ・業務継続計画に基づく重要業務への重点化の実施	・文部科学省及び県内外の連携強化と体制の整備 ・市内体制の確認と教化 ・情報の収集と提供 ・サーベイランスの継続 ・発生時の連絡体制の構築 ・緊急事態宣言が発せられた場合の措置 ・会議等の中止の指示 ・関係施設の使用の中止の要請・指示	・緊急事態宣言が発せられたときの措置 ・情報の収集と提供 ・サーベイランスの継続 ・学校休業等の対応 ・発生時の連絡・相談等の実施 ・感染拡大防止教育の実施
	県内発生早期			
国内感染期	県内感染期			
小康期	小康期	・第一波に関する対策の評価 ・第二波への体制整備 ・第三波の発生の早期緩和	・終息の指示 ・評価	・終息の指示 ・評価

市立学校における発生段階別の対応のポイント

1 未発生期における対応

(1) 情報の収集と提供

- ア 川崎市内感染症情報（健康福祉局から配信）において感染症流行情報の把握に努める。
※ケインズトップページにリンク先を掲載
- イ 市立学校においては、健康観察を実施し、校務支援システム（出席管理、保健管理）等のサーベイランスのシステムを活用し、状況把握に努める。
- ウ 家庭に対して「学校便り」「保健だより」等による情報提供を行う。
- エ 緊急時の連絡先と学校からの連絡方法を確認する。
- オ 川崎市立学校における新型インフルエンザ対策行動連絡協議会の開催

(2) 感染予防教育の実施

- ア 学級指導による保健指導の実施
- イ 「咳エチケット」「正しい手洗い方法」「マスクの使用方法」等の掲示物による啓発
- ウ 昇降口や職員玄関等に消毒薬の設置、適切な使用方法の周知
- エ 適切な生活習慣の励行と健康観察や健康相談による適切な健康管理

(3) 児童・生徒・教職員の健康管理

- ア 児童・生徒の毎朝の健康観察、欠席調査の実施
- イ 健康観察、欠席調査の記録及び分析と感染予防対策の実施
- ウ 体調不良者への早期発見と適切な対応

(4) 鳥インフルエンザへの対応

- ア 学校が鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しない対策を講じる（防鳥ネットの設置等）とともに、次の点を児童生徒に周知すること。
 - (ア) 野鳥に近づいたときや、学校で飼育している鳥や動物に触れたときは、手洗い及びうがいを行う。
 - (イ) 死亡野鳥を発見したときはさわらない。
- イ 飼育動物のうち、家きん（ニワトリ、アヒル、チャボ、ガチョウ等）及び愛がん鳥（孔雀オウム、インコ等）が連続して死亡した場合には、指導課並びに各区役所保健福祉センター衛生課に連絡する。

ウ 野鳥の大量死など異常な場合は、健康教育課並びに各区役所保健福祉センター衛生課に連絡する。

(5) 保護者等との連携

新型インフルエンザ発生時には、学校においては保護者との連携を密にし、児童生徒（家族も含む）の健康状態（発熱、インフルエンザ様疾患）を定期的に把握することが必要となることから、各学校では、日ごろから定期健康診断の結果等を基にした児童生徒の健康状態の把握に努める。

また、緊急時における保護者との連絡手段については、事前に個別確認をしておくことが必要である。（電話、ファックス、メール、郵送等）

なお、臨時休業となった際の対応のうち、次の事項についても、あらかじめ児童生徒及び

保護者等に周知を図っておく必要がある。

ア 感染拡大防止のための臨時休業であることから、塾等も含め児童生徒の外出は控えること。

イ 児童生徒の健康状態を把握し、新型インフルエンザに感染した際は、学校に電話等により報告すること。

ウ 保護者や児童生徒からの相談や問い合わせに対応する相談窓口を設置すること。各区保健福祉センター等の相談窓口に関する情報提供を行うこと。

(6) 新型インフルエンザ等研修会の開催

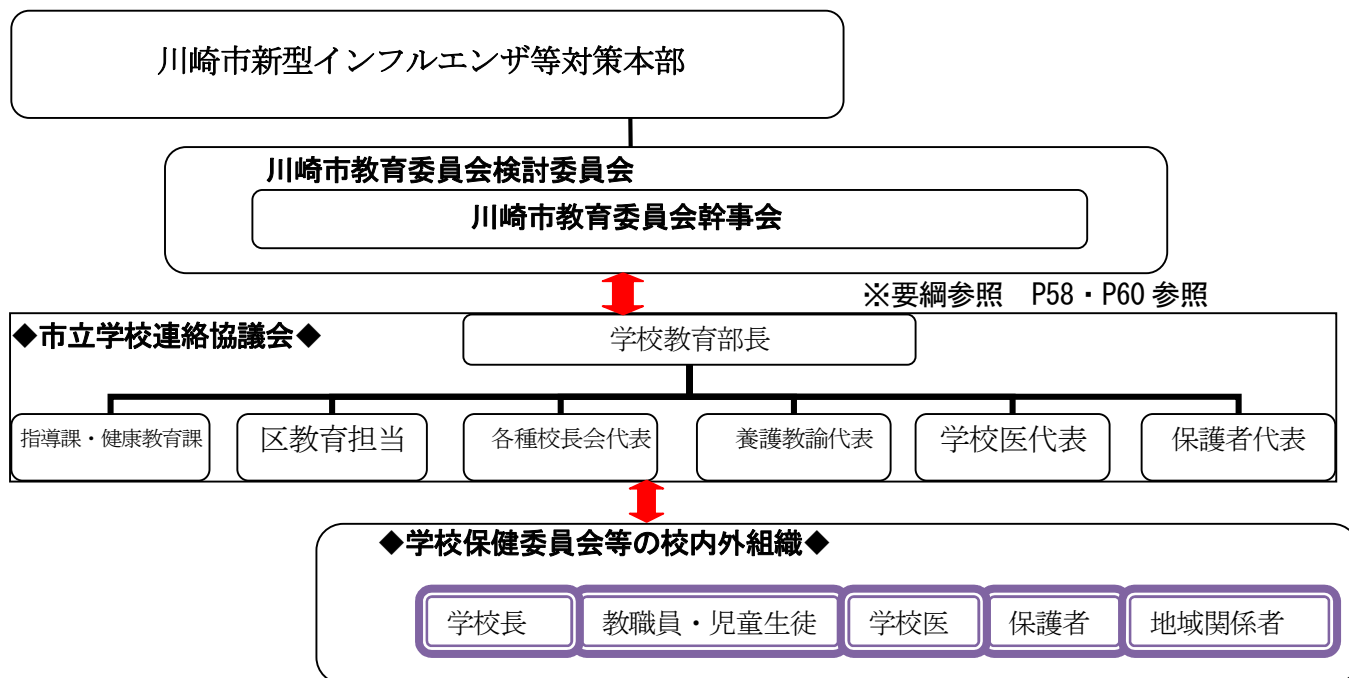
市教育委員会は、市健康福祉局等関係部局と連携を図り、管理職及び養護教諭等保健担当職員を対象とした、研修会を開催し、医学的知見や国及び県や市の行動計画に関する最新の情報を提供する。

(7) 新型インフルエンザ等対策行動検討委員会、幹事会及び市立学校における新型インフルエンザ等対策行動連絡協議会の開催

教育委員会は、教育委員会内に「新型インフルエンザ等対策行動検討委員会（以下、市教委検討委員会という。）」及び「新型インフルエンザ等対策行動検討幹事会（以下、市教委幹事会という。）」を設置し、定期的（年1回程度）に新型インフルエンザ等対策に関する協議を行う。「市教委検討委員会」では、最新の情報の共有や市立学校及び社会教育施設における対策や行動計画に関する協議を行う他、緊急時には「県及び市の行動計画」に沿ってその対応にあたる。「市教委幹事会」では、「市教委検討委員会」で検討された対策や行動計画に関する具体的な計画等の協議を行う他、緊急時にはその計画に基づいて対応にあたる。

また、各種校長会代表、養護教諭等の代表及び学校医代表・PTA代表により構成された「川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動連絡協議会（以下、市立学校連絡協議会という。）」を設置し、定期的（年1回程度）に開催し、各組織の立場から新型インフルエンザ等対策行動に関する協議を行い、共通理解を図る。

【市教委検討委員会、幹事会及び市立学校連絡協議会の体系図】



(8) 在外邦人への情報提供

市内の各校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底するよう、要請する。

(9) 平時における衛生用品の提供と保管

市教育委員会では、発生時に使用するサージカルマスク、使い捨て手袋、消毒液などの衛生用品を計画的に市立学校へ提供しており、各学校においては適切な場所に保管し発生時に備える。

(10) 学校における事業継続計画策定

各学校に応じた事業継続計画を平時に作成し、計画に基づいた訓練を行い、訓練から得られた改善点を修正し緊急時に備える。

(11) まん延期の医療の確保

川崎市学校医部会等と学校における対応マニュアルを作成するなど、学校医や医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザの発生に備えた準備を要請する。

(12) 発生時の緊急連絡体制要領の作成と訓練

新型インフルエンザ等が発生した際の緊急連絡体制要領を作施し、児童生徒及び教職員、保護者、関係職員へ周知し、平時より訓練を実施し適切な対応ができるよう備える。

2 国外発生期における対応

【海外発生時における情報の収集と提供】

教育委員会は、「1 未発生期における対応」に加え、海外での発生状況や対策の内容について情報を提供し、学校への注意喚起を行うとともに、ホームページの内容等について更新に努める。

3 国内発生期～県内、市内発生期における対応

(1) 国内発生時における情報の収集と提供

教育委員会は、国内での発生状況や対策の内容を詳細に情報提供し、学校関係者への注意喚起と教育委員会の対応方針について情報提供を行う。

また、メールやファクシミリによる迅速な情報提供を心がけ、必要に応じてホームページによる情報についても更新に努める。

市立学校の欠席状況を適切に把握するため、教育委員会では校務支援システム(保健管理)等によるサーベイランスシステムを強化し、適切な情報の収集及び提供を図る。そのため、市立学校においては、適切な情報の収集と把握に努める。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の連絡体制等

ア 発生時における市立学校の臨時休業の指示

教育長は、市健康危機管理対策本部及び文部科学省（以下「本部等」という。）の要請に基づいて発令される市内学校に対する休業要請を受け、予定されている伝達ルートを通じて、速やかに市立学校に対する臨時休業措置を指示する。

なお、臨時休業の措置を指示した際は、本部等に速やかに報告する。

イ 発生時における市立学校等の臨時休業の要請

教育長は、予定されている伝達ルートを通じて、各学校長に対して市の対応を知らせると

共に、同様の措置を講じるよう要請する。

臨時休業を行った際、教育委員会は、必要に応じて関係機関に報告する。

(3) 国内発生時における学校等の対応

ア 臨時休業中の外出の自粛

感染拡大防止のための臨時休業であることから、塾等も含め外出は控えることについて、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

イ 臨時休業中の健康観察

学校は、電話等により定期的に児童生徒の健康状態の確認を行う。なお、新型インフルエンザに感染した児童生徒を確認した場合は市教育委員会に連絡し、市教育委員会は県教育委員会に電話等により報告する。

ウ 相談窓口の情報提供

教育委員会及び市立学校では、保護者や児童生徒からの相談や問い合わせに対応するための相談窓口に関する情報提供を行う。

エ 学校内の児童生徒への対応例

(ア) 新型インフルエンザの疑いがある場合

a 訴えのあった児童・生徒等の一時的な隔離

(a) 教室等で訴えを起こした場合

感染をできるだけ防止するために、他の幼児・児童・生徒等と接触させないように、訴えのあった幼児・児童・生徒等をその時点で使用していない教室等へ連れて行き休ませる。

(b) 保健室へ訴えてきた場合

既に他の児童・生徒等が入室している場合、訴えのあった児童・生徒等入室させる前に、他の児童・生徒等を退室させる。既に入室している児童・生徒等が体調不良でベッド等で休んでいる場合は、訴えのあった児童・生徒等を保健室近くの使用されていない教室等へ連れて行き休ませる。

(イ) 感染防止策の実施

a 学校での感染をできる限り防止するために、児童・生徒等にマスクを着用させる。
訴えのあった児童・生徒等へ直接対応する養護教諭や担任等もマスクを着用する。

b 石鹸と流水による手洗い、消毒用アルコールや速乾性擦式消毒用エタノール等で手指消毒を行う。(使用法は製品の使用説明書を参照)

c 訴えのあった児童・生徒等が使用したティッシュペーパー等は蓋付きのゴミ箱（ない場合はビニール袋に入れてゴミ箱）に捨てるよう指導する。

(ロ) 症状確認

体温や呼吸器症状、その他の身体症状を観察する。

その後は、P 24 ページの連絡フローに従い、保護者や管轄保健所等へ連絡する。

保健所から要請があった場合には、当該・児童・生徒等の病院への搬送、接触者の健康調査、消毒等に協力する。

オ 幼児・児童・生徒等の在校時間中に臨時休業の通知が出された場合

(ア) 幼児・児童・生徒等の年齢に応じた感染予防指導を行い、マスクを着用させ帰宅させる。

(イ) 保護者宛の文書を配布する。

(ロ) 幼児・児童・生徒等の状況により保護者へ連絡し迎えを依頼する。

(4) 市内発生時における休業の指示等

【緊急事態宣言が発せられたときの措置】

県が特措法第45条第2項に基づき、学校等（特措法施工令第11条に定める施設に限る。）に対して要請する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）について、必要に応じ市民及び事業者に周知する。

ア 休業等の指示

教育長から緊急の休業等の指示があった場合は、速やかに閉鎖を指示・要請する。

イ 保護者への周知

学校は、通知等で保護者へ周知を図る。

ウ 会議等（各種会議、研修会、スポーツ大会を含む校外活動、セミナー等）の中止の指示等

(ア) 中止等の指示・要請

教育長は、児童生徒、教職員を対象にした会議等について、主催者に対し速やかに中止又は延期、発生地域からの参加者を出席させないなどの措置を取るよう要請する。

(イ) 関係者への周知

主催者は、関係者に周知を図る。

エ 臨時休業中の業務及び学校職員の服務

国内で人から人への感染が確認され小さな集団に限られている状態において、市内小中学校、高等学校、特別支援学校等が臨時休業に入った場合における教職員の服務について次に示す。

(ア) 業務の優先

休業中にある場合は、児童生徒の健康状態の把握に努め、学習支援等に当たるとともに、各家庭との連絡を適切に図るようにする。

また、休業後の学習支援等が円滑に進むよう準備する。

なお、感染拡大防止の観点から家庭等への訪問による学習支援等は、原則として行わないものとする。

(イ) 学校職員の服務

a 新型インフルエンザにより臨時休業とした場合、当該校の職員は、原則として通常の服務とする。

b 新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として当該者の自宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合、職員の服務は、「特別休暇」とする。

c 各項に定めるもののほか、新型インフルエンザに関する職員の服務の取扱い等については、状況に応じて別途指示する。

(5) 関係施設の使用

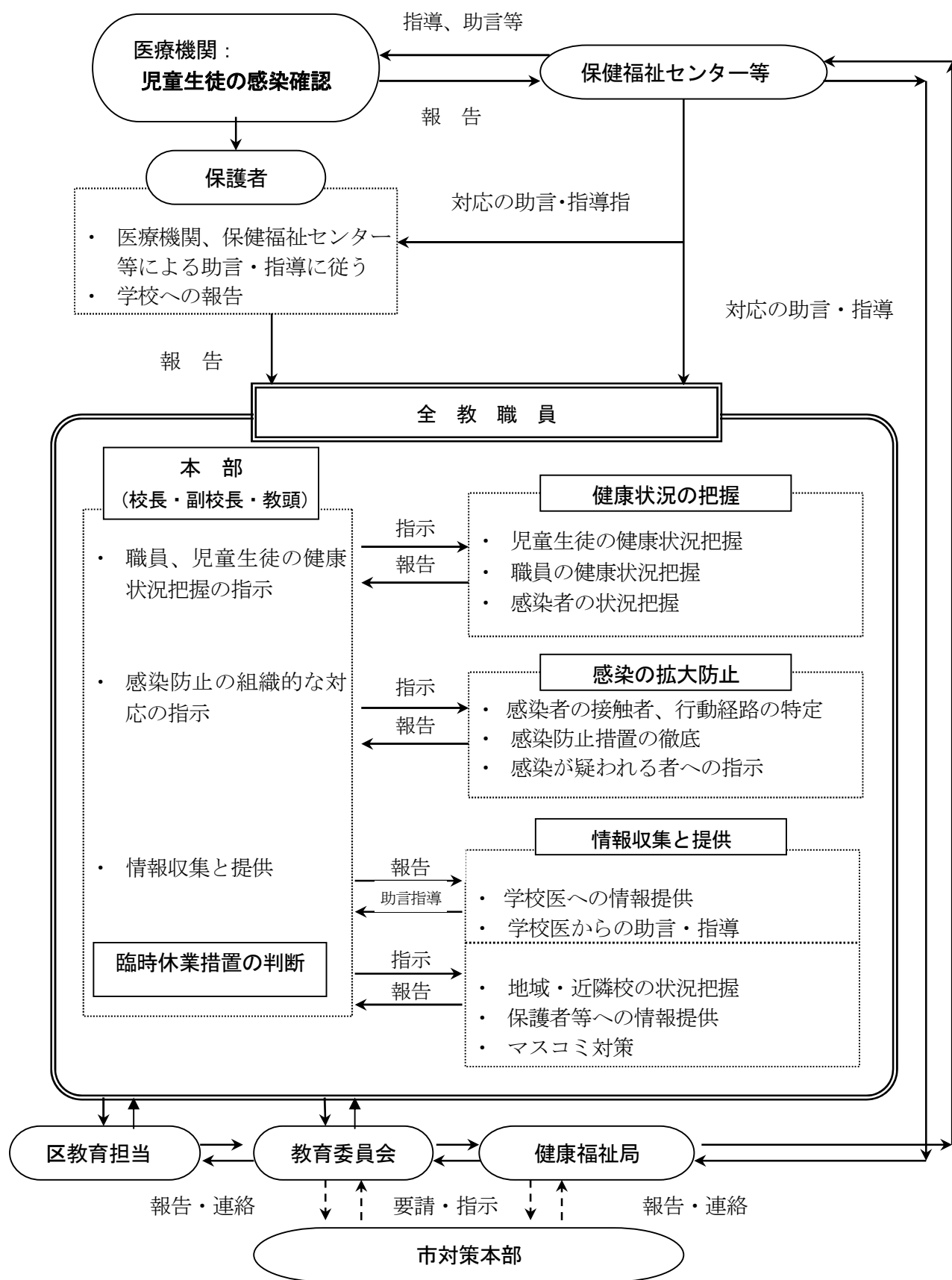
ア 市立学校の体育館等の施設提供

市健康危機管理対策本部等関係機関からの要請に応じて、発熱外来などを行う場所として、体育館等を提供する場合がある。

イ 医療施設としての使用（教育施設）

「市行動計画」の「入院治療が必要な患者等に対して、医療機関以外の公的研修等の宿泊施設において医療を提供する体制に努める」に基づき、対策本部の指示により緊急の医療施設として教育施設を使用する場合がある。

(6) 学校における発生時のフローチャート（平成25年度版）



(7) 発生時の連絡体制・相談先

各学校で連絡先を事前に備え、連絡体制を整えておくようにする。

教育委員会 学校教育部 指導課

電話番号	0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 9 3
FAX 番号	0 4 4 - 2 0 0 - 2 8 5 3

教育委員会 学校教育部 健康教育課 学校保健・体育係

電話番号	0 4 4 - 2 0 0 - 3 2 9 3
FAX 番号	0 4 4 - 2 0 0 - 2 8 5 3

区教育担当

電話番号	
FAX 番号	

学校医

内科校医	医院（医師名）	
電話番号	—	—
FAX 番号	—	—
近隣 医療機関	医院・病院 科（医師名）	
電話番号	—	—
FAX 番号	—	—
近隣 医療機関	医院・病院 科（医師名）	
電話番号	—	—
FAX 番号	—	—

管轄保健所（区衛生課）

電話番号	0 4 4 —	—
FAX 番号	0 4 4 —	—

その他

電話番号	—	—
FAX 番号	—	—
電話番号	—	—
FAX 番号	—	—
電話番号	—	—
FAX 番号	—	—
電話番号	—	—
FAX 番号	—	—
電話番号	—	—
FAX 番号	—	—

【参考】**保健福祉センター等**

機 関 名	電 話 番 号
健康福祉局健康危機管理担当	0 4 4 - 2 0 0 - 2 3 4 3
川崎区役所保健福祉センター	0 4 4 - 2 0 1 - 3 2 2 3
幸区役所保健福祉センター	0 4 4 - 5 5 6 - 6 6 8 2
中原区役所保健福祉センター	0 4 4 - 7 4 4 - 3 2 8 0
高津区役所保健福祉センター	0 4 4 - 8 6 1 - 3 3 2 1
宮前区役所保健福祉センター	0 4 4 - 8 5 6 - 3 2 7 0
多摩区役所保健福祉センター	0 4 4 - 9 3 5 - 3 3 1 0
麻生区役所保健福祉センター	0 4 4 - 9 6 5 - 5 1 6 3

【区教育担当】

機 関 名	電 話 番 号
川崎区教育担当	0 4 4 - 2 1 0 - 3 3 2 5
幸区教育担当	0 4 4 - 5 1 1 - 7 2 0 5
中原区教育担当	0 4 4 - 7 2 2 - 8 0 9 5
高津区教育担当	0 4 4 - 8 6 1 - 5 6 2 4
宮前区教育担当	0 4 4 - 8 8 8 - 4 0 3 5
多摩区教育担当	0 4 4 - 9 3 5 - 3 7 9 5
麻生区教育担当	0 4 4 - 9 5 1 - 1 4 0 5

新型インフルエンザを知って予防しよう

1. 題材「新型インフルエンザを知って予防しよう」

2. 題材の設定理由

人類はこれまで多くの感染症と戦い、感染症の防疫に成果をあげてきた。しかし、4月にメキシコにおいて豚由来の新型インフルエンザウィルスへの感染が確認されてから、この新型インフルエンザは、アメリカ、カナダをはじめとして、世界的に感染の拡大を見せている。

日本でも大阪府で感染者が発生してからは、毎日のようにメディア等で感染状況等の報道が行われている。その中で一人ひとりが正確な情報の収集を行い冷静で的確な対策をとることが望まれ、そのためには、新型インフルエンザの情報を得ると共に予防法等を理解することが重要なことと考えられる。

感染には、病原体の強さ・量、生体の抵抗力(免疫機能・免疫反応)、環境の変化の3要因が影響している。しかし、様々な要因で感染を防ぐことができないこともある。特に新型インフルエンザは、今までに存在しなかったウィルスによる感染症であり、多くの人が免疫をもたず、またワクチンもないため現在も世界中で急速に感染が拡大している。また、マスコミ報道によると外国では、新型インフルエンザに感染した疑いのある人の乗るバスが攻撃を受けるなどの人権上の問題も発生しており、本指導案では、新型インフルエンザへの対応と共に、感染者又は感染が疑われる者への人権の問題についても広く考えさせていきたい。

3. 指導について

感染症の1つである通常の季節性のインフルエンザは、毎年流行し多くの人が罹った経験があることから身近にとらえることができる。しかし新型インフルエンザは、今まで存在しなかった感染症であり、実感が伴わず、児童生徒の関心も低いことが考えられる。しかし、一方で、感染性の病気ということから自分はいったんやらないという心理も働き、学習への興味関心が高くなるとも考えられる。

新型インフルエンザについて正しい知識を持ち、予防法・治療法を理解することは、感染を防ぎ、併せて過剰な反応を避ける意義もあると考えられる。

そのため、各校で時間の設定を工夫し、次のことを指導していけるよう取り組む必要がある。

- 新型インフルエンザの伝染経路、症状、治療法について
- 新型インフルエンザと免疫の関係について
- 感染症(新型インフルエンザ)の正しい知識と人権の問題について

これらのことを保健学習との関連も考慮し、短時間でも保健指導として時間を設定して、学習できるように指導例を示した。学校における取組として、朝の健康観察と欠席者の把握とともに各学校の現状にあわせた指導を工夫し、すすめていくことが大切である。

また、新型インフルエンザに関する知識や認識を深かめて、患者や感染者との共生社会をめざす取り組みも要求されてくる。道徳や教科等にも関連付け、新型インフルエンザの予防を学習することで患者や感染者への理解や支援が深まり、共生社会への確かな行動が養われるものとする。

4. ねらい

- ①新型インフルエンザの予防法を知り、予防する行動への意欲がもてる。
- ②新型インフルエンザと人権について考え、感染者との共生社会の重要性に気づく。
- ③感染症の拡大をふせぐためにも食事、睡眠・休養、運動等の生活習慣が大切であることを確認し、実践していけるようにする。

5. 参考となる資料

- ① 指導例 学級活動 「新型インフルエンザを知って予防しよう」
- ② 児童生徒用ワークシート
- ③ 4月30日川崎市教育委員会「（児童生徒のみなさんへ）新型インフルエンザへの注意」
- ④ 指導のための資料
- ⑤ 正しい手洗いの仕方
- ⑥ 川崎市健康福祉局健康安全室「咳（せき）エチケット」 市HPより
- ⑦ 文部科学省HP「文部科学省における新型インフルエンザ対策について」
- ⑧ 厚生労働省HP「新型インフルエンザ対策関連情報」

指導例

学級活動指導案

指導者

1. 日 時 平成 年 月 日 () 第 校時
2. 対 象 年 組 (男子 名、女子 名 計 名)
3. 題 材 「新型インフルエンザを知って予防しよう」

4. 題材設定の理由

新型インフルエンザの予防については、すでにメディア等で報道され、川崎市からも資料が配布され啓発を行っているところである。

新型インフルエンザについての正しい知識を得て、予防方法を身につけ実践していこうとする態度を育てたいと考えた。

また、新型インフルエンザに感染した人や家族に対し配慮のない言動がみられるといった海外での問題が報道されている。各自ができる予防方法を身につけ、実践していく態度とともに、人権問題についても広く考えさせてくためこの題材を設定した。

5. 本時の目標

- ・新型インフルエンザについて関心をもち、正しい予防方法を知る。
- ・自分の生活の中で取り組める予防方法を理解し、実践できることを考える。
- ・自分の生活での問題点・改善点に気づきインフルエンザ予防に対する実践的な態度を身につける。

6. 本時の評価規準

活動への関心意欲、問題の気づき	自己の生き方についての思考・判断	自主的・実践的な活動・態度
新型インフルエンザの予防について関心をもっている。	自分の生活の中で取り組めることを理解し、実践できることを考えている。	自分の生活の問題点・改善点に気づき、実践しようとしている。

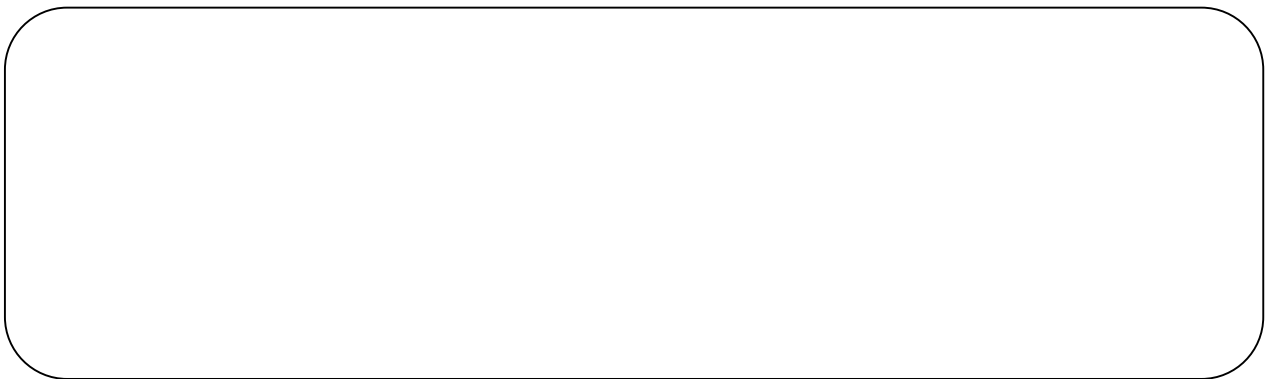
7. 本時の展開

	学 習 内 容 ・ 学 習 活 動	教師の支援 (☆)・評価 (◎)
導入 5分	1.「新型インフルエンザ」の予防について考える ・ 本時のねらいについて確認する。 ・ 新型インフルエンザについて資料をもとに話を聞く。 ・ 新型インフルエンザの予防方法には、手洗いやうがい、マスクの着用、人ごみをさける、せきエチケットが大切であることを理解する。	☆数人に発表させる。 ◎新型インフルエンザの予防について関心をもとうとしている。 ☆「指導のための資料」を参考にする。 ☆4月30日「(児童生徒のみなさんへ) 新型インフルエンザへの注意」を活用する。
展開 35分	2.「新型インフルエンザにかからないように、つぎのことに注意しましょう。」で正しい方法を知る。 実際に手洗い・うがい・せきエチケットを行う ・ 正しい手洗いの仕方 ・ うがいの方法 ・ 「せきエチケット」のポイント、マスクの使い方などを知る。 3. 免疫力を低下させない毎日の生活習慣が大切であることも知る。 ・ 食事・休養・睡眠、運動の基本的な生活習慣の実践が大切であることを知る。 ・ 予防方法の実践の大切さを知り、感染した人への配慮についても考える。	☆手洗いとうがいの正しい方法の資料を提示し、具体的に示す。 ☆川崎市健康福祉局健康安全室「咳エチケット」を参考資料にする。 ☆「指導のための資料」を参考にする。 ◎新型インフルエンザの正しい予防の方法について知ろうとしている。 ☆毎日の生活について振り返らせ、生活習慣の大切さを確認させる。 ☆感染者や家族の思いも配慮できるようにさせる。 ◎毎日の生活習慣を振り返り、感染した人への配慮についても考えようとしている。
まとめ 10分	4. 新型インフルエンザの予防についてわかったことをまとめ、自分の生活でできることや今後の課題について書く。 ・ どのような生活が望ましいか ・ 今後の生活で実践していきたいことは何か	◎学んだことを今後の生活で実践しようとしている。

新型インフルエンザを知って予防しよう

年 組 氏名 ()

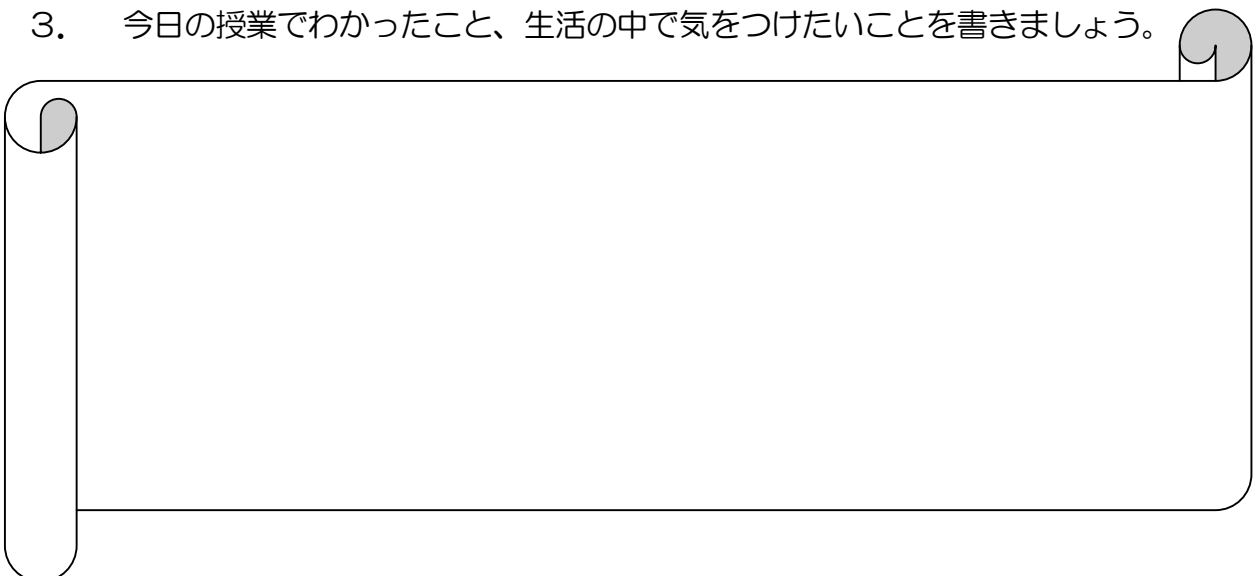
1. 予防に大切なことは？



2. 正しい方法を身につけましょう。



3. 今日の授業でわかったこと、生活の中で気をつけたいことを書きましょう。



2009. 5. 26

新型インフルエンザとは

1 新型インフルエンザってなに？

新型インフルエンザは、従来はヒトに感染することがなかった動物のインフルエンザウイルスに変異が生じ、ヒトからヒトにうつる新たなウイルスになったものをいいます。

2 だれも抵抗力をもっていない。

新型インフルエンザに対して、ほとんどのヒトは免疫（抵抗力）をもっていません。季節性のインフルエンザと違ってワクチンはありません。

3 感染力がつよい。

ひとたび発症すると短い期間のうちに世界中で大流行し多くの人が感染します。

4 今回、4月末からメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザについて

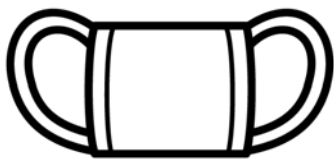
季節性インフルエンザと症状（高い熱、せき、鼻水や体のだるさ、頭痛など）は似ていますが、もともとの病気があって免疫（抵抗力）の低い人を中心に重症化することが報告されています。

感染をくり返すことによって、ウイルスが変異する可能性もあります。

5 今回の新型インフルエンザは、現段階では抗ウイルス薬（タミフル）の効果があり、静養と治療によって軽症のうちに治ると言われています。

マスクの正しいつけ方

WHO が推奨する、正しいマスクの使い方は以下のとおりです



- ・咳、くしゃみ、鼻水などの症状がある場合には必ずマスクをつける。
- ・口と鼻を注意深くマスクでおおい、顔とマスクのすき間を最小限にする。
- ・使用中のマスクには極力触れない。
- ・湿ったマスクは直ちに新品の乾いたマスクと交換する。
- ・使い捨てマスクは、使用后すぐ廃棄する。

正しい手洗いの方法

どのようなときに手洗いをする？

私たちの手には、たくさんのウイルスや細菌などが付着しています。正しい手洗いによって、手に付着しているウイルスなどを洗い流すことができます。次のようなときには必ず手洗いをしましょう。

- 食事やおやつの前
- トイレの後
- 家に帰った時
- そうじをした後や嘔吐物などを処理した後

正しい手洗いの方法

1 手に石鹸をつけましょう



2 十分に泡立てましょう



3 手のひらから洗いましょう



4 指の間を洗いましょう



5 つめを立て洗いましょう



6 親指も洗いましょう



7 手首も洗いましょう



8 きれいに流しましょう



- 洗った手がぬれたままだと、ウイルスなどが繁殖しやすくなります。きちんと手をふきましょう。
- ハンカチやタオルの共有は、ウイルスの感染を拡大する恐れがあります。

児童生徒のみなさんへ

しん がた

ちゅう い

新型インフルエンザへの注意

しん がた

新型インフルエンザをよぼうしよう

～新型インフルエンザは、どういうふうにとからひとへうつるの？

新型インフルエンザにかかっているひとがせきやくしゃみをする、空気中にウイルスが飛び散ります。

まわりにいるひとが、空気がかわいているときやしめきった部屋などでは、空気中にたまたようウイルスを吸

い込むことで、うつることがあります。ウイルスが飛び散る範囲は半径1mぐらいなので、新型インフルエ

ンザにかかっているひとと話をしているだけでもうつることがあります。

手あらいやうがいをしましょう

手をあらうことで、ウイルスがうつることを防ぐことができます。

せっけんをつかって、

ていねいに洗いましょう。



うがいは、のどのなかに入ったウイルスを外にだし、

のどのしめけをたもつのに役立ちます。

人ごみをさけましょう

ウイルスは、ひとごみが大好きです。

ウイルスに感染しないように、ひとがおおぜいいるところ

へはなるべく外出しないようにしましょう。

インフルエンザが流行し始めたら、外にでないこと

が大切です。

マスクをしましょう

ウイルスが鼻やのどから入らないようにマスクをしましょう。

マスクは、口だけでなく鼻もおおうようにします。

せきエチケットをまもりましょう

せきやくしゃみが出そうになったら、ティッシュなどで

口と鼻をおおいます。

ない場合には、手をあててせきやくしゃみが飛び散らないようにします。

★こまめに部屋をそうじをしたり、部屋の空気をいれかえること、空気が乾燥しないように、ぬれたタオルをかけておくことなどにも注意しましょう。

しんがた

新 型 インフルエンザにかかったときのために



かぞく しんがた 家族が新型インフルエンザにかかったら、高い熱が出て何日も寝込むことになります。

そのときにどんなことが必要になるのか、今のうちにおうちの人と話し合っておきましょう。

- ①「かかったかな？」と思ったら、区の保健福祉センター（発熱相談センター）に電話して相談をする。
- ②新型インフルエンザのウイルスを吸い込まないように、家族みんながマスクをする。
- ③新型インフルエンザにかかった家族は一部屋に集まり、かかっていない人は別の部屋で過ごす。（ウイルスがうつらないように、なるべく近寄らない）
- ④部屋の空気をこまめに入れ替える。
- ⑤新型インフルエンザにかかった家族と同じタオルをつかわない。
- ⑥こまめに手洗いをする。
- ⑦水まくらや、氷のう、アイスノンなどがある場所を覚えておく。
- ⑧食べ物や日用品の置いてある場所をおぼえておく。
(非常食の食べ方や、使い方も知っておきましょう)
- ⑨洗濯するときには、新型インフルエンザにかかった人のものと、かかっていない人のものをわけて洗う。
- ⑩新型インフルエンザにつかった家族には、水やスポーツドリンクなどの水分をたっぷり飲ませる。
- ⑪げりのときは、お風呂のお湯にはいってはいけません。



じゅうぶんなすいみん



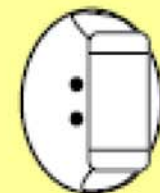
バランスのよい食事



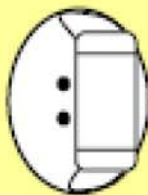
自分の健康状態を知る



みなさまへのお願いです！



咳(せき)エチケット



- 咳・くしゃみをする際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。
- 鼻汁・痰(たん)などを含んだティッシュはすぐにフタ付きの専用のゴミ箱に捨てましょう。
- 咳をしている人に、マスクの着用をお願いしましょう。

マスクは病院などで使用されている、より透過性の低い「サージカルマスク」が望ましいですが、通常の市販マスクでも、咳をしている人のウイルスの拡散はある程度は防ぐ効果があると考えられます。

一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。マスクをつける際は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。



川崎市健康福祉局健康安全室

(9) 臨時休業時における健康観察及び配付資料児童用（平成21年度版）

児童のみなさんへ

新型インフルエンザの流行が予想されるため ____ 月 ____ 日（ ）まで学校がお休みになることがきました。

学校がお休みになるのは、新型インフルエンザがたくさんの人にうつらないようにするためです。

学校がお休みの間は、つぎのことに気をつけましょう。

●できるだけ外出をしないようにしましょう

学校がお休みの間は、家の外に出ないようにします。

お友だちの家に遊びに行ったり、公園などであそんだり、塾や習い事もひかえてください。

やむをえず、外出しなければならないときには、マスクを着用しましょう。



●規則正しい生活をしましょう

学校がお休みの間も、朝はいつもどおり早く起きて一日の生活リズムがくずれないようにします。

食事の時間やすいみん時間がみだれると、べつの病気にかかりやすくなります。栄養、

十分なすいみんをとって、つかれをのこさないようにしましょう。

●うがい、手洗い、洗顔をしましょう

今回、はやっている新型インフルエンザは、季節性のインフルエンザよりも感染力（うつる力）が強いといわれています。せっけんを使っていねいに手あらいをすることやうがいをする、顔をあらうことによって、目や鼻、のどの粘膜からウイルスが体の中に入ることを防ぐことができます。



●自分のけんこうチェックを毎日しましょう（チェック表）

朝おきたとき、夜ねるまえの1日2回、体温をはかりましょう。

熱やのどのいたみ、せき、鼻水などの症状がないか、また体のだるさや食欲など

についてもチェックし、____ 日に学校にチェック表を持ってきました。



学校がお休みの間も、毎日チェック表に記入して
月 日()の朝には、学校にもってきてください。

けんこう 健康チェック表

- ★ 新型コロナウイルスにからないように、うがい・手洗い・洗顔など、自分でできる予防をしましょう。
- ★ 毎日体温をはかり、自分の健康状態(けんこうじょうたい)に注意し、健康チェック表のあてはまるところに○などの記入をしましょう。
- ★ 体調がおかしいときには、チェック表を参考にして、かかりつけの病院を受診するか、発熱相談センターにそうなんしましょう。

なまえ



ふだんの体温



月日	曜日	朝の体温	夜の体温	呼吸器症状(はなやのどののしょうじょう)	全身症状(からだぜんたいのしょうじょう)
1 /		℃	℃	なし・鼻水・鼻づまり・のどのいたみ・せき・(その他)	なし・だるい・さむけ・食欲(しょくよく)がない・その他()
2 /		℃	℃	なし・鼻水・鼻づまり・のどのいたみ・せき・(その他)	なし・だるい・さむけ・食欲(しょくよく)がない・その他()
3 /		℃	℃	なし・鼻水・鼻づまり・のどのいたみ・せき・(その他)	なし・だるい・さむけ・食欲(しょくよく)がない・その他()
4 /		℃	℃	なし・鼻水・鼻づまり・のどのいたみ・せき・(その他)	なし・だるい・さむけ・食欲(しょくよく)がない・その他()
5 /		℃	℃	なし・鼻水・鼻づまり・のどのいたみ・せき・(その他)	なし・だるい・さむけ・食欲(しょくよく)がない・その他()
6 /		℃	℃	なし・鼻水・鼻づまり・のどのいたみ・せき・(その他)	なし・だるい・さむけ・食欲(しょくよく)がない・その他()
月 日() 朝の健康状態を記入して、学校に提出してください。					
/			℃	なし・鼻水・鼻づまり・のどのいたみ・せき・(その他)	なし・だるい・さむけ・食欲(しょくよく)がない・その他()

4 小児期の対応

(1) 終息の指示

小康期に入り、本部等から臨時休業終了の要請があった場合、教育長は、必要に応じて本部等と相談しつつ、終了時期、対象校及び機関を検討し、臨時休業終了の措置が適切に講じられるよう要請・指示する。

(2) 評価

市立学校新型インフルエンザ等対策検討委員会は、各段階における対策に関する評価を行い、流行の第二波に備え、必要に応じ本ガイドライン及び情報提供体制等の見直しを行う。

市立学校における学習支援

1 休業中の学習支援（第1波が収まる約8週間内の自宅学習等）

(1) 学習の支援

家庭等への訪問による学習支援は、感染防止拡大の観点から原則として行わないものとする。各学校は、新型インフルエンザの発生による臨時休業の措置に備えて、学習指導計画を作成し、児童生徒が家庭で自主学習できるプリント等の課題を準備するものとする。また、臨時休業の措置が講じられた際には、各学校の教職員の勤務態様や出校状況に応じて、可能な範囲で児童生徒の学習支援や家庭連絡等を適正に行うものとする。

なお、特別支援学校においては、自宅での学習や生活について、障害の状況や家庭の状況等に応じた学習課題や教材を計画的に提供する。

(例)

- ・ 自宅学習ができるプリント等の課題
- ・ 授業で使用している教材・教具等のうち、家庭での学習に適したもの
- ・ 授業中の様子を録画・録音した視聴覚教材
- ・ 学習の進め方についての説明用プリント（保護者に対して）

(2) 入学試験

ア 国からの入学試験延期等の要請に迅速に対応できるよう、入学志願者への連絡方法、問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制、その他延期等の措置が適切に講じられる体制づくりを準備する。

イ 検査の時期・内容、退院患者・入国が許可された者の救済、その他回復期以降における受験機会確保に向けた準備をする。

ウ 回復期が年度をまたがった場合における、選抜の時期、選抜方法、その他必要な入学者選抜方法等に係る準備をする。

2 休業後の学習支援

(1) 休業により遅れた学習の保障

臨時休業が長期化した場合、各学校では、学校行事を見直したり、平日の授業時間割に7限目を設定したり、長期休業日の一部を授業日に充てたりするなどして、授業時間の確保に努めるものとする。

(2) 修了認定、単位の履修・修得認定

臨時休業後、各学校では授業時数の確保など可能な限り教育課程の正常な運営に努めると

ともに、校長が休業中の学習成果を授業の学習状況と総合して判断し、修了認定、単位の履修・修得認定を適切に行うものとする。

(3) 学校行事等の運営

新型インフルエンザの発生に伴って臨時休業が実施された場合、各学校では、すべての学校行事を中止又は延期するものとする。また、部活動についても、校内外での活動や各種大会への参加を自粛するものとする。

臨時休業中の業務及び学校職員の服務

国内で人から人への感染が確認され小さな集団に限られている状態において、市内小中学校、高等学校、特別支援学校等が臨時休業に入った場合における教職員の服務について次に示す。

1 業務の優先

休業中にあるのは、児童生徒の健康状態の把握に努め、学習支援等に当たるとともに、各家庭との連絡を適切に図るようにする。

また、休業後の学習支援等が円滑に進むよう準備する。

なお、感染拡大防止の観点から家庭等への訪問による学習支援等は、原則として行わないものとする。

2 学校職員の服務

(1) 新型インフルエンザにより臨時休業とした場合、当該校の職員は、原則として通常の服務とする。

(2) 新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として当該者の自宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合、職員の服務は、「特別休暇」とする。

(3) 各項に定めるもののほか、新型インフルエンザに関する職員の服務の取扱い等については、状況に応じて別途指示する。

関係施設の使用

1 平時における衛生用品の提供と保管

市教育委員会では、発生時に使用するサージカルマスク、使い捨て手袋、消毒液などの衛生用品を計画的に各学校へ提供し、各学校において適切な場所に保管し発生時に備える。

2 発生時の対応

(1) 市立学校の体育館等の施設提供

市健康危機管理対策本部等関係機関からの要請に応じて、発熱外来などを行う場所として、体育館等を提供する場合がある。

(2) 医療施設としての使用（教育施設）

「市行動計画」の「入院治療が必要な患者等に対して、医療機関以外の公的研修等の宿泊施設において医療を提供する体制に努める」に基づき、対策本部の指示により緊急の医療施設として教育施設を使用する場合がある。

資料編

平成21年 新型インフルエンザ発生時の対応から		
※以下1～6は、平成21年当時のものであり、現在は相違点がある場合もある。		
1 新型インフルエンザに関わる対応	国内発生早期 ※	P36
2 新型インフルエンザの対応について	市内感染期A段階 ※	P42
3 新型インフルエンザの対応について	市内感染期B段階 ※	P49
4 新型インフルエンザの対応について	市内感染期C段階 ※	P51
5 新型インフルエンザによる学級閉鎖等対応の変更について	小康期※	P53
6 新型インフルエンザの対応について	終息後 ※	P55
川崎市教育委員会 新型インフルエンザ等対策検討委員会、幹事会及び連絡協議会の概要		
1 検討委員会、幹事会及び連絡協議会の設置の目的及び経過		P57
2 設置要綱		P57
用語解説		P60
参考文献・参考資料		P61

平成21年 新型インフルエンザ発生時の対応から

以下、平成21年のパンデミック時に市教育委員会から発出された主な文書を参考資料として掲載し、「国内発生時から終息までの学校の対応の流れ」を示す。

今後、新型インフルエンザ等が発生した場合の具体的な対応については、その都度、国や県、市の対策に基づき、市教育委員会から各学校へ発出される文書を確認しながら、適切な対応に当たる。

1 新型インフルエンザに関わる対応 **国内発生早期**

資料

事務連絡
平成21年5月12日

市立小学校長様

川崎市教育委員会
学校教育部長

新型インフルエンザに関わる対応について(依頼)

日頃より教育委員会の事業に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、今回の新型インフルエンザの対応につきましても御尽力いただき、重ねて御礼申し上げます。

現在、新型インフルエンザについての様々な報道が行われておりますが、今後の対応として、今回「第2報」として送付いたしますので、御参考いただき、的確な対応をされますようお願いいたします。

送付文書

- ①校長宛「新型インフルエンザ国内感染者の施認に伴う対応について」
- ②保獲者宛「国内での新型インフルエンザ確認に伴うお子さんの感染防止等について」
- ③校長宛「校内点検表(Q&A)」

川崎市教育委員会学校教育部指導課
担当指導主事 ○○ ○○
TEL 200-3290

【新型インフルエンザ国内感染者の確認に伴う対応等について（校長宛）】

資料

事務連絡
平成21年5月12日

市立小学校長様

川崎市教育委員会
学校教育部長

新型インフルエンザ国内感染者の確認に伴う対応等について（依頼）

平成21年5月9日、成田空港内で国内初の新型インフルエンザ患者が数名確認されました。今後、本市でも新型インフルエンザが発生することが予測されます。

感染の拡大を防止するためには、発症者の早期発見と隔離による早期治療が大変重要となります。先日の合同校長会でも御説明しましたとおり、市内だけでなく近隣の他都市での新型インフルエンザの発生状況によっては、学校が臨時に休校になることもあります。

各学校におきましては、児童生徒の健康観察や管理および感染予防について保護者ならびに児童生徒へ一層の指導をお願いいたします。

また、今後、市内及び近隣の他都市で新型インフルエンザが発生した場合には、次の対応をとられるようお願いいたします。

○市内及び近隣の他都市で新型インフルエンザが発生した場合の対応

- ①お子さんの登校後に高熱等があった場合には、学校で検温し健康状態を確認してください。
- ②新型インフルエンザの感染が疑われるお子さんについては、マスクを着用の上、他のお子さんと接触しないよう相談室等の教室で安静にさせてください。
- ③保護者に連絡し、直ちに迎えに来てください。
- ※帰宅する場合等には、できるだけ公共交通機関以外（自家用車等）での帰宅をさせてください。
- ④保護者から「発熱相談センター」に連絡してください。
- ⑤「発熱相談センター」の指示等により医療機関等に受診していただけてください。

つきましては、別紙「国内での新型インフルエンザ確認に伴うお子さんの感染の防止等について」を各保護者に配布いただきますようお願いいたします。

（※なお、当該文書は、イントラネットシステムの局内掲示板へ掲載し、併せて電子文書施行システムで各学校に送付しています。）

教育委員会では、今後も適宜学校へ情報提供を行うと共に、併せて具体的対応についての周知等に努めてまいりますので、今後の通知等に御注意いただくとともに、必要に応じた保護者及び児童生徒への指導等についてよろしくをお願いいたします。

川崎市教育委員会学校教育部指導課
健康教育課

TEL 200-3324

【国内での新型インフルエンザ確認に伴うお子さんの感染防止等について（保護者宛）】

資料

平成21年5月12日

保護者 様

川崎市教育委員会

平成21年5月9日、成田空港内で国内初の新型インフルエンザ患者が確認されました。今後、本市でも新型インフルエンザが発生することが予測されます。

感染の拡大を防止するためには、発症者の早期発見と隔離による早期治療がたいへん重要です。市内だけではなく近隣の他都市での新型インフルエンザの発生状況によっては、学校が臨時に休校となることもあります。そのため、各御家庭では、新型インフルエンザについて十分御理解いただき、お子さんの健康状態を確認していただくとともに、新型インフルエンザが発生し臨時休校となる場合の対応について御協力いただきますようお願いいたします。

●家庭での健康状態の確認の手順と注意事項

- ・毎朝、登校前に体温計で検温してください。
- ・高熱(38℃以上)があった場合は、登校させないでください。また、発生国から出国後10日以内に発熱等インフルエンザが疑われる症状があらわれたとき、その他不安なことがある場合には、医療機関に行く前に、下記の「発熱相談センター」に電話で御相談ください。

※平成21年5月12日現在のもの

機関名	電話番号	窓口開設時間
健康福祉局健康安全室	044-200-2692(専用回線)	24時間体制
川崎区役所保健福祉センター	044-201-3246	平日8:30～17:00
幸区役所保健福祉センター	044-556-6682	
中原区役所保健福祉センター	044-744-3280	
高津区役所保健福祉センター	044-861-3321	
宮前区役所保健福祉センター	044-856-3270	
多摩区役所保健福祉センター	044-935-3310	
麻生区役所保健福祉センター	044-965-5163	

●市内及び近隣他都市で新型インフルエンザが発生した場合には、学校では次の対応をとります。

- ①お子さんの登校後に高熱等があった場合には、学校で検温し、健康状態を確認します。
- ②新型インフルエンザの感染が疑われるお子さんについては、マスクを着用の上、他のお子さんと接触しないよう相談室等の教室で安静にさせていただきます。
- ③保護者に連絡し、直ちに迎えに来ていただきます。

※帰宅する場合等には、できるだけ公共交通機関以外(自家用車等)での帰宅をしてください。

- ④保護者から「発熱相談センター」に連絡していただきます。
- ⑤「発熱相談センター」の指示等により医療機関等に受診していただきます。

●予防には、手洗い・うがい・咳エチケットが重要です

新型インフルエンザの予防に有効なワクチンができるまでの予防法としては、毎年流行する季節性インフルエンザに対する予防法が有効です。

①外出するときには、なるべくマスクを着用し、外出から帰ったら丁寧な手洗いと粘膜からの感染を防ぐための洗顔とうがいを十分行ってください。

②咳エチケットを徹底してください。

◆咳、くしゃみが出ているときにはマスクを着用しましょう。

◆また、マスクをしていないときに咳、くしゃみをする場合はティッシュで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れましょう。

◆咳をしている人にはマスクの着用をお願いしましょう。

●市内及び近隣他都市で新型インフルエンザの患者が発生した場合発生状況により、学校が臨時に休校となることもあります。

この休校の期間は、流行の状況により長期間となることも考えられます。

そのため、臨時休校となった場合のお子さんの過ごし方など御家庭でも検討しておいていただけるようお願いいたします。

川崎市内の新型インフルエンザ発生状況の最新情報を確認してください。

川崎市のホームページ上で、市内の新型インフルエンザについての最新情報が掲載され、随時更新されています。

【ホームページ】

適切な感染予防対策のため、ご覧いただくことをお勧めいたします。

今までに問い合わせのあった内容について項立てし、整理しました。休校時の態勢作りに、学校の実態や、既に配布した文書も併せ、チェックリスト等としてご活用ください。

休校連絡について

①児童生徒在校時の指導体制はとれていますか？

②児童生徒非在校時の連絡体制はとれていますか？

※休校期間については状況により決定されますが、健康面での指導、家庭学習面での指導と両面に渡って考え方を整理しておきます。

※本市の決定をメディアの報道で知る方も多いと思われますが、必ず保護者に連絡が伝わる体制作りが必要です。

休校時の指導について

③家庭学習の準備はできていますか？

④パトロール計画はできていますか？

※休校時は、学校が主催する教育活動のすべてを中止することになります。

※「人の動きを最低限にし、感染の拡大を防ぐ観点から、域内パトロールは各校の実態にあう中で、最低限のものとなるよう計画します。

※教職員の出勤体制については、体調に不安を感じるものについての出勤は避け、緊急対応や相談体制が維持できる範囲で行うこともありえます。

休校の解除について

⑤連絡体制はとれていますか？

※本市の決定をメディアの報道で知る方も多いと思われますが、必ず保護者に連絡が伝わる体制作りが必要です。

※休校期間内に、期間の延長を決めることもありえます。この場合についての連絡体制、校内体制について検討することが必要です。

その他

⑥情報を入手する方法はありませんか？

ホームページで、本市の緊急情報が随時更新されています。現在のところ、頻度はかなり高く、提供されています。情報を入手する一つの方法として登録することをおすすめします。

⑦教育課程の変更計画はありますか？

※現在のところ、文部科学省では、3回の「新型インフルエンザ」にかかわる全国一斉の教育課程の先送り等については検討されていません。従って、休校した場合、各校対応で行うことになります。本市では、半分以上の学校が標準時数を30時間以上超えるよう設定されています。そうでない学校は、休校期間中に年間計画の見直しをする必要があると考えられます。（今後、文部科学省より、標準時数の考え方が変更される場合も考えられます。）

【休校時等の連絡体制】

事務連絡

平成21年5月19日

川崎市立学校（園）長様

川崎市教育委員会

学校教育部長

休校時等の連絡について

既に報道されております通り、神戸市や大阪府等の休校の決定や修学旅行の中止につきましては、休日や深夜、未明に決定されている場合があります。本市におきましても、厚生労働省の対応の変更決定の内容等にもかかわりますが、今後の状況によっては、深夜に休校要請を受けることが充分考えられます。

学校教育部では、休校の要請や休校の決定の連絡が遅れることが混乱を大きくするとの観点から、つぎの計画の様に情報を伝達いたします。各校におかれましては、連絡体制について再度確認くださいますようお願いいたします。

1. 指導課より学校への休校要請連絡

	状況	想定時間帯	方法	対象	内容
第1報	指導課に発症が認められたとの情報が入る	すべての時間	クローズ型メール配信	(管理者コード)登録者	情報提供。発症者が認められた
第2報	指導課に休校の指示が入る	すべての時間	①クローズ型メール配信	(管理者コード)登録者	指示連絡。休校。
			②イントラによる配信	全校	指示連絡。休校。
		土日を除く 課業時間	③校長会にファクス連絡を依頼	全校	指示連絡。休校

※課業時間・・・おおむね、7:30～19:30程度を想定。

※休日、および深夜についてのファクスや電話対応は現在のところ、補助的手段としてのみ考えています。

2. 学校より家庭への連絡

○既に説明したとおり、緊急の連絡体制を確認する。

○電話による連絡の時間帯について設定をする。

3. その他

○クローズ型配信メール登録受付について

・クローズ型配信メールへの登録は一度締め切りましたが、今回の状況から希望したいとの学校があり、受託業者との交渉の結果、申し込みを受け付けられることになりました。

・申請後10日間程度で登録用コードが送付されます。

・申請連絡先 指導課 担当〇〇 200-3329

2 新型インフルエンザの対応 市内感染期A段階

資料

事務連絡
平成21年9月2日

川崎市立学校長様

川崎市教育委員会
学校教育部長

新型インフルエンザ対応について（第12報）

日頃より教育委員会の事業に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型インフルエンザへの迅速な対応について、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザは、大方の予想を上回る形で、従来発症者がみられなかった夏期休暇中についても感染が増大しております。さらに、インフルエンザ脳症を起こすような重篤な症状についても報告がされるにつれ、夏期休業あけの学校での感染増大が社会問題化しており、的確な対応を求められているところです。

第12報として、今までの対応をまとめ、変更点について明記しましたので、貴職下教職員や保護者に周知し、新型インフルエンザの対応を行うようお願いいたします。なお、第12報は今までの方針と違う点がありますので、次のような日程で実施いたします。

1. 送付内容

- ①新型インフルエンザの対応について（第12報）
- ②健康安全室作成資料
- ③指導課作成資料
- ④閉鎖等届け用紙
- ⑤保護者配布用資料

2. 実施期日

- ①9月1日・・・電子データ配布
- ②9月2日・・・紙データ配布
- ③9月7日～9月11日・・・周知期間
- ④9月14日・・・実施

3. 問い合わせ先

- ①健康教育課 200-3292
- ②指導課 200-3318
- ③発熱相談センター 200-2692

※平成25年12月現在、使われておりません。

④各区教育担当

川崎区	233-6821
幸区	556-6701
中原区	744-3137
高津区	861-3330
宮前区	856-3176
多摩区	935-3432
麻生区	965-5305

平成 21 年 9 月 2 日
川崎市教育委員会
学校教育部

新型インフルエンザ対応の基本的な考え方（第 1 2 報）

重要項目

- 感染しない
 - 感染させない
 - 早期発見早期治療（重症化を防ぐ）
- 児童生徒から児童生徒、教師から児童生徒への感染を防ぐとともに風評被害に配慮する。
- 状況から、校種によって対応方針を策定する。
- ・重症化しやすい小学校、特別支援学級、特別支援学校
 - ・蔓延時に診療先が集中しやすい中学校
 - ・基礎体力があり、全市に広がる高校
- 休校、閉鎖等の決定は設置者が行う。
- 濃厚接触者の対応は、校長が校医や保健所の助言により、区教育担当と相談する。
決定は設置者が行い、対応は出席停止とする。
- 海外渡航や蔓延地への旅行後の自粛要請は解除する。

※PCR検査は特別な場合を除き、原則行わないことになりました。

- ①基本的な衛生習慣の確立を図る
- ②急激な感染者の増大を避ける
- ③基礎疾患患者への対応を計画する
- ④学校の緊急時の体制の確立を図る
 - 連絡網の確立
 - 配信メールへの登録の確認
 - 発症者、濃厚接触者が教職員にみられた場合の対応策

【感染拡大防止に関する指導、啓発をおこなう】（健康教育課文書参照）

新型インフルエンザに「感染しない（かからない）」「感染させない（うつさない）」という二つの面を徹底します。「感染しない」ためには、石けんによる手洗い、うがいとマスクの着用が有効です。また、感染拡大を考慮すると、「特に感染させない（うつさない）ことを、より重要視すべきです。

新型インフルエンザの罹患者は、発症日（症状があらわれた日）の前日からウイルスを排菌することや、すでに感染していながら症状がでない「無症状感染者」も存在するといわれています。したがって、ひとりひとりが知らないうちに感染している可能性を踏まえ、以下のことが重要となります。

- ①各学校での健康観察を強化して新型インフルエンザの早期発見と速やかな対応につとめること。
- ②マスクを着用することや、咳やくしゃみをするときには口と鼻を覆うなど咳エチケットの習慣を身に付け、人にうつさないように指導すること。
- ③家庭においては、お子さんの健康管理につとめ、体調不良時には登校させないなど、保護者の理解と協力を求めること。

【急激な感染者の増大を避ける】（参考資料・・・健康安全室作成）

一地域の急激な感染者の増大は、医療サービスの低下を招くことにつながりかねず、その場合、児童生徒の重症化を招いてしまう可能性が発生します。従って、学校と区教育担当が連携し、感染ルートの確認を行い、速やかに、休校・学年学級閉鎖等の対応について検討します。

【基礎疾患患者への対応を計画する】

持病がある方や妊婦等については重症化することが報道されています。また、インフルエンザ脳症は小学校低学年でもみられます。児童生徒の日常の健康情報については、日頃から保護者と連絡を取り、共通理解をしておくことが必要です。

【学校の緊急時の体制の確立を図る】

○連絡網の確立

新型インフルエンザで学級閉鎖等を行った学校について時間帯をみると、閉鎖等を決定した時間帯は、深夜や、土曜、日曜に決定されることが多くみられました。通常のインフルエンザとは違い、今後も、児童生徒が在校中だけでなく、下校後や土日曜等に閉鎖等を決定することは十分考えられますので、児童生徒が校内不在時の電話やメールによる連絡体制の確立を確認する必要があります。

○配信メールへの登録の確認（別紙参照・・・指導課資料）

集配文書やファクスでは連絡に時間がかかる上、手順も多くかかることから、多くの第1情報を配信メールで流しました。今後も管理職の方の登録をお願いいたします。今後の情報の取り扱いや再登録の仕方については別紙を参照してください。

○発症者、濃厚接触者が教職員にみられた場合の対応策

児童生徒よりも、先に教職員が発症もしくは濃厚接触、看病等で出勤ができなくなる可能性があります。25%程度の教職員が休んでも休校・閉鎖等の措置がとられていない場合もありますので、教職員の基本的な考え方について整理する必要があります。

【学級閉鎖への考え方】

ア. 基本的な考え方

学級閉鎖、学年閉鎖、休校等（以下、総じて「閉鎖」と表現）の措置については、感染状況によって大きく変わってきますので、次の基準は参考例として示します。また、複数発症の定義はケースによって違いが見られますが、おおむね、最初の発症者が出てから一週間以内に複数の発症者が出た場合を指すと考えられます。

①一つの集団に複数の発症がみられること

簡易検査での陽性、診察等により、医師によって判断された新型インフルエンザ、もしくは新

型インフルエンザと見なす患者など、すべて含め、感染者として考えます。

感染者が一人発生した後、次の感染者が発生するまでの期間が一週間以内であれば、閉鎖を検討します。具体的には、最初の発症者から感染したと考えられる場合は閉鎖の対象となり、別ルートが考えられる場合には継続観察の対象となります。また、集団（クラスター）については、学級、学年という考え方は感染ルートが特定できる場合のみ考慮し、感染ルートが特定できない場合の複数発症は「蔓延状態」にあるという医学的見地もあるため、迅速な検討が必要です。

また、現在の「1 クラスター10 名以上の感染者で集団感染として報告」でしたが、今後は 50 名以上となる予定です。

②感染ルートの明確化を図る

現在のところ、換気が悪く、汗を出すような状況や寝起きをとにもするような状況が感染しやすい傾向でした。夏期休業中では、予備校、合宿、わくわくプラザ、バドミントンのような体育館での部活などに多く発症者がみられましたが、部室での待機時間が短いような場合の屋外種目ではあまり感染はみられていません。今後、変化する可能性があります。先例に従って、感染ルートを特定できる場合には、そのルートを閉鎖することから検討します。

③具体例・・・次のようなケースは閉鎖の対象です。

◎次のような場合は2 人程度であっても閉鎖を検討する必要があります。

- ・最初の発症者と「仲のよい友達、部活が同じもの、修学旅行等で同室」であった児童生徒が3 日程度で発症した。

◎次のような場合は、感染ルートが明確ではないため、蔓延状態であると考えられます。従って、より広い範囲での閉鎖を検討が必要となります。

- ・最初の発症者とあまり関係がないと考えていたが、3 日おき程度で3 人以上発症した。

④早期対応について

基礎疾患を抱えている児童生徒が多い特別支援学校および学級や、小学校は、早期発見早期治療が特に必要です。各校においては情報収集に努め、状況を事前に確実に把握できるよう保護者と連携体制を作ってください。

また、小学校と特別支援学級、特別支援学校については中学校、高校よりも迅速な対応が求められます。

⑤期間について

最初の発症者から数えて3 日目から5 日目程度に次の発症者が出ることが予想されます（校内1 次感染）。また、次の感染者はさら3 日目から5 日目となり、徐々に感染と発症時期が広がり始め（校内2 次感染、校内3 次感染）、対応が難しくなります。従って、早期の対応であれば5 日程度、蔓延状態であれば一週間程度の閉鎖が必要であると考えられます。

- ・最初の発症者から3 日以内に次の発症者がみられ、閉鎖をする場合（校内1 次感染）は5 日間を目安とする。（参考資料1）

- ・最初の発症者から感染したものがさらに感染させたことが疑われる場合（校内2 次感染、校内3 時感染等）は一週間を目安とする。

学級閉鎖については、夏期休業前は指導課と健康安全室、当該校（校長、校医等）が連絡を取り合い、決定していますが、当面、この体制は継続します。

⑥濃厚接触者について

従来、感染者と濃厚な接触を持ったものを「濃厚接触者」として一律に出席停止を求めてきました。今までの感染例をみると、換気の悪い室内、運動（汗をかく）、宿泊、などがキーワードになっています。具体的には、サッカー部や野球部などは、校庭で一緒にプレーしたものではなく、部室や合宿等で接触があったものが発症しています。逆に、同じ教室内であっても、直接関わっていない場合や、登下校が一緒だった場合の発症はあまりみられないようです。

以上のことから、当面次のような基準を持って対応しますが、感染の状況によって緊急に変更することもあり得ますので、ご承知おきください。

	小学校、特別支援学級・学校	中学校	高校
出席停止を求める濃厚接触	○同居している家族が発症した。 ○その他の教育活動にみられた。	○同居している家族が発症した。 ○室内で換気の悪い状態で部活動を行った。 ○その他、濃厚な接触が考えられる場合など。	○同居している家族が発症した。 ○室内で換気の悪い状態で部活動を行った。 ○その他、濃厚な接触が考えられる場合など。
健康観察を前提に出席停止を求めない濃厚接触	○登下校が一緒だった。 ○同じクラスであった。 ○外で一緒に遊んだ・・・など。	○同じクラスであった。 ○仲がよかった・・・など。	○同じクラスであった。 ○仲がよかった・・・など。

◎高校生については、基礎体力があり、現在のところ、重症化する傾向が見られないことから、健康観察と、体調管理は自分自身で行うことを前提に、基礎疾患を持つものをのぞき、原則的に濃厚接触者であっても、マスク着用により出席を可とします。

◎教職員についてはこの表に準じ、濃厚接触者として自粛を求めます。扱いについては、国の方針の変更とそれに伴う県の方針の変更があり、現在調整中です。決定するまでの間の扱いについては、直接指導課まで連絡をお願いします。

⑦予防措置について

従来行っていた蔓延地からの帰国や海外旅行等における予防措置については、本市の状況が流行状況にあることを踏まえ、「一人一人が自分の体調を考え、健康観察を行い、自分が感染している可能性を踏まえ、マスク等の予防措置をとる。」ことを前提に解除します。

従って、教職員の課業日内における私的な海外旅行や出張から戻った際も次の日から勤務をすることを可能としますが、体調管理については十分配慮するよう心がけ、感染している可能性がある場合には児童生徒へ感染防ぐ対応が必要です。

また、児童生徒も健康観察期間の自粛については解除しますが、ほとんどのものが免疫を持た

ないために最初の発症者が特定されやすいことを踏まえ、健康観察を十分にすることを求めるとともに、風評による被害が起こらないよう、配慮する必要があります。

イ. 発症者が出たときの取り扱い

次の内容を確認した上で区・教育担当に連絡をしてください。（区・教育担当が不在の場合は指導課へ直接連絡してください）

- 学年、学級、児童生徒名
- 兄弟姉妹関係（通学先、健康状態等）、家族等の健康状態
- 発症日、発症日前日の他の児童生徒への接触
- 感染日前後の行動（おおむね、発症日の4日前から2日前あたりに、私的旅行や合宿等の宿泊を行ったかなど）
- 小学生は、わくわくプラザに通っていたか、中高生は、部活動への出席と内容の有無
- その他

ウ. 学級閉鎖を拡大することについて

学級閉鎖を実施しても、既に感染者が増加傾向にある場合は学年閉鎖や学校休校を考える必要が発生します。おおむね、次のような考え方で対応を検討します。

①学級閉鎖

- 1人目の感染者が発症した後、一週間以内に複数の発症者がみられた場合で、校内の感染が考えられる場合。（7日間程度）
- 1人目の発症者から校内1次感染が疑われるものが発生した直後（5日間程度）

②学年閉鎖

- 1つの学年において、複数の学級閉鎖を行うことが必要になった場合
- 複数のクラスで発症者がみられたが、感染ルートが明確にできない場合

③学校休校

- 複数の学年に渡って、学年閉鎖や学級閉鎖を行うことが必要になった場合
- 複数の学年に発症者がみられているが、感染ルートが明確にできない場合

エ. 教職員の発症および休暇等による休校措置

児童生徒が感染していない場合においても、教職員の発症がみられ、学校の機能が止まってしまいうケースが今後想定できます。

川崎市においては一般職員の25%程度が休んだ場合、継続する業務がどんなものであるか計画をすることとなっています。これを学校でみると、小学校や特別支援学校では一定数の教職員が出勤できない場合、学校休校の措置をとる必要が発生します。各学校では、早急に、児童生徒の安全や学習活動の場を確保するには最低何人程度の教職員が必要なのか、検討しておく必要があります。この想定数を下回る状況になった場合は、児童生徒の発症状況にかかわらず、閉鎖等の措置をとることとします。

なお、このケースの休校に当たっては、指導課と協議することとします。

オ. 閉鎖等実施の報告書について

学級閉鎖、学年閉鎖、学校休校実施については別紙の報告書を健康教育課宛に提出をお願いします。

【日常の対応について】

ア. 欠席者の報告

欠席調査については次のような体制で行います。

①校内に過去一週間に発症者がいない場合

○一週間の欠席の記録を毎週金曜 17:00 までにサインズに記録を打ち込んでください。

②校内に一週間以内に発症者がみられる場合

○毎日の欠席状況を毎日 11:00 までにサインズに打ち込んでください。

夏期休業あけより、毎日、インフルエンザ様症状で欠席しているものの児童生徒数をサインズに記録してください。

9月7日までの期間に発症者がみられなかった学校は、「②」の対応を可としますが、最低一週間に一度データを打ち込んでください。なお、月曜の朝に、発症者のいない学校の一週間前の記録を整理しますので、日曜の夜までに打ち込んでいただくか、週2回程度打ち込むか等の方法は学校事情により、流動的に対応していただいて結構です。

③データの流れ

各校→指導課→健康安全室

↓

区教育担当→各区保健センター

イ. 日常指導（健康教育課配付資料による）

ウ. 体育祭、文化祭等の対応

すでに、健康教育課から各学校に「サージカルマスク」「アルコール製剤」を配布しています。インフルエンザの感染予防のためには、手洗い、うがいが重要であり、また、人にうつさないためにはマスクの着用が有効です。

たとえば、アルコール製剤は、石けんを用いて水道水の元に十分な手洗いができない場合や、児童生徒にインフルエンザが発生し、更なる対応が求められる当該クラスに使用するなど、学校の状況に合わせて適宜ご使用ください。

また、マスクは、児童生徒が登校後に体調不良となり、咳や発熱などインフルエンザと疑われる症状がみとめられた場合等にご使用ください。

なお、これらの物品は、現在、新たに入手が困難となっておりますので、追加でお送りできる時点であらためて学校に連絡をします。

【修学旅行等の取り扱いについて】

ア. 自然教室等市主催行事について

9月1日現在、既に実施しています。基本的に、発症者と、出席停止を求められている濃厚接触児童生徒は参加できません。出席停止を求められていない濃厚接触が疑われる児童生徒については、事前の一週間程度の検温記録と、当日朝の学校での検温を含む健康観察の中でインフルエンザ様症状がみられなければ参加は可能です。また、期間内の発症は、参加前の感染が疑われることから、発症の場合には家族が迎えに来ることが必要になります。（この場合の費用は保険対応が可能となるよう交渉中です。当該事案が発生したときには、領収書等が必須事項になりますので、速やかに、指導事務係へ連絡をお願いいたします。）

なお、学校休校、学年閉鎖等で実施できない場合は、中学校については中止、小学校については原則中止ですが指導課指導事務係と相談し、決定することとします。

イ. 修学旅行等学校行事の取り扱い

基本的には実施を前提に計画を進めることが可能であると考えています。市の行事と同様に、

発症者と、出席停止を求められている児童生徒は参加できません。出席停止を求められていない濃厚接触者の児童生徒については、事前の一週間程度の検温記録と、当日朝の学校での検温を含む健康観察の中でインフルエンザ様症状がみられなければ参加は可能です。

キャンセル料の扱い等の問題が残っていますので、実施、および中止に当たっては指導課と相談してください。

3 新型インフルエンザの対応 **市内感染期B**

事務連絡

平成21年9月18日

川崎市立学校長様

川崎市教育委員会
学校教育部長

新型インフルエンザ対応について（第13報）

日頃より新型インフルエンザの対応については御協力をいただき、ありがとうございます。

本市においての発症状況は増加の傾向にあり、9月14日付医師会資料では1日に300人以上の発生が報告されています。また、先週（～11日）と先々週（～4日）を比べた場合、10才以下は横ばい状況ですが、11才～14才は約3倍、15才～19才は約2倍に増えているとのことです。

現在の対応の内容について整理しましたので、御協力をお願い申し上げます。また、今後、この対応はしばらくの間続くと思われますが、感染の拡大状況により、方針の変更はあると考えられますので、情報の収集に努めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

基本方針

- 感染しない
- 感染させない
- 早期発見早期治療（重症化を防ぐ）（うつらない、うつさない、あわてない・・・by 健康安全室）

ア．休校について・・・学校休業等の基準（休校、閉鎖等の決定は設置者が行う）

学校休業等については以下の状況が見られた時、教育委員会と学校長が協議しながら判断することとする。

①学級閉鎖

一つの集団（学級、部活等）で10％程度の発症が見られた。

※通常、最初の発症者から1週間以内に3人発症した時点で検討を始めます。

②学年閉鎖

学級閉鎖が複数みられた、又は他のクラスへの広がりが見られた。

※通常、一つのクラスが学級閉鎖になるような状況に加え、他クラスでも1～2名発症している場合には蔓延していると考えることになりますので、検討を始めます。

③学校休業

複数の学年で学年閉鎖が見られるか、他の学年に感染の広がりが見られた。

※どのクラスでも発症者が10％いるという考えではなく、1つの学年閉鎖に加え、感染源が広がりを見せている（1名発症のクラスが他の学年にも見られる）場合、検討を始めます。

イ．休校期間

5日間から7日間程度。

※課業日だけの指定では、土・日にわくわくプラザ、部活等に参加して感染を広げる可能性が大きい
ため、原則的に土日も含んで指定する。

ウ. 濃厚接触者の扱い

一律の出席停止や、出勤の停止は求めず、次のような対象に対し業務を行っている教職員、児童生徒に対し自粛を求める。なお、決定の際には、校医、保健所等医療関係者の意見を参考に学校と教育委員会区・教育担当が協議し、決定する。

園児・児童・生徒

※平成21年9月18日現在

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校
対象となる児童生徒	○園児	○小学生	○濃厚な接触がある教育活動に参加する予定のある生徒 ○疾患を持つ生徒と同じクラスの生徒	○児童・生徒	○原則として登校可
対象となる状況	○家族の発症 ○発症者と濃厚な接触をした場合	○家族の発症 ○発症者と濃厚な接触をした場合	○家族の発症 ○発症者と濃厚な接触をした場合	○家族の発症 ○発症者と濃厚な接触をした場合	
決定プロセス	○当該生徒の状況を、医療関係者の意見をもとに、学校と区・教育担当と協議し、決定を行い、自粛を求める。				
その他	○期間は3～4日とする。また、この場合の扱いは「出席停止」とし、出席簿上の表記は「感染拡大防止のため」とする。				

教職員

	幼稚園	小学校	中学校	特別支援学校	高校
対象となる教職員	○学級担任 ○養護教諭	○学級担任 ○養護教諭	○生徒と接することが濃厚になる教育活動に従事している教諭 ○養護教諭	○学級担任 ○養護教諭	○養護教諭
対象となる状況	○家族の発症 ○発症者と濃厚な接触をした場合				
決定プロセス	○当該教職員の状況を、医療関係者の意見をもとに、教育委員会と協議し、決定を行い、自粛を求める。				
その他	○期間は3～4日とする。また、この場合の扱いは「職免」とする。				

エ. 予防措置

海外からの帰国、蔓延地からの帰宅等については、一人一人が自らの健康観察について責任を持つことを前提に、当面の間、解除する。

4 新型インフルエンザに関する対応 市内感染期C段階

事務連絡

平成21年10月7日

川崎市立学校長様

川崎市教育委員会

学校教育部長

新型インフルエンザに関する対応について

今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）については、既に本格的な流行期に入っており、引き続き感染が拡大し、本市においても多くの学校が休業等の措置をとっている状況となっております。

このため、平成21年10月2日に川崎市では、（社）川崎市医師会等と共同で「市民の皆様への緊急アピール」を行い、救急医療体制の維持のため、患者の集中回避への御協力をお願いし、一方で小さなお子さんの脳症、肺炎が疑われる場合の受診を勧めるとともに、引き続き感染予防に努めることをお願いしています。

各学校におきましても、これらの状況を踏まえ、次の学校における感染防止策の徹底について御配慮をお願いいたします。

ア. 基礎疾患を有する児童生徒の把握

今回の新型インフルエンザでは、基礎疾患（ぜんそく、糖尿病等）を有する者の重篤化が報告されています。各学校では、基礎疾患を持つ児童・生徒を保健調査票などにより把握し、当該児童生徒の体調管理について特に配慮し、緊急の場合には保護者と迅速に連絡がとれるよう努めてください。

イ. 児童・生徒の体調確認

新型インフルエンザでは、急激に体調が悪化することも報告されています。

学校で、熱、咳、鼻水等インフルエンザ様の症状のある児童・生徒が多くなってきた場合には、既に健康教育課から各学校に送付している「健康チェック表」を提出させるなど、個々の児童・生徒の体調の確認に努めてください。

また朝の会、ホームルームなどの機会に、聞き取りによる児童・生徒の健康状態の確認を行うことも有効です。

ウ. 児童・生徒の集まる機会における感染拡大防止策**● 終業式、始業式等**

10月第2週から第3週にかけて、各学校では秋休みに入り、前期の終業式と後期の始業式が行われます。

新型インフルエンザの感染は、主に飛沫感染、空気感染等によるものとされていますが、特に多くの人数が集まる換気の悪い場所では感染が拡大する傾向にあります。

そのため、各学校での終業式、始業式については、

①屋外で行う

②屋内で行う場合には窓を開けるなど可能な限り換気に努める

③インフルエンザ様の症状が見られる児童・生徒が多く見られる場合に

は各教室で放送等により行う

など、感染の機会を極力減らす対応をとるようお願いいたします。

なお、朝会等、他の学年等の児童・生徒が集まる機会においても同様の対応を行っていた

できるようお願いいたします。

● 学習発表会、フェスティバル等のイベント

10月末から11月にかけては、各学校で学習発表会など屋内でのイベントが予定されている学校が多くなっています。

新型インフルエンザは、閉鎖的な換気の悪い場所では特に感染が拡大することが明らかとなっています。そのため、体育館等でイベントを行う際には、窓や扉を開け、可能な限り換気を行うことが重要です。

また児童・生徒だけではなく、来校する保護者等でも咳をしている方にはマスクの着用をお願いすることも必要となります。そのため、既に各学校に配布しているマスクを活用し着用を促す等の対応をお願いいたします。

なお、学校の入口などに来校者向けの新型インフルエンザに対する注意喚起のお知らせ等を掲示し、合わせて手指消毒薬（アルコール製剤）を設置するなど十分な対応をお願いいたします。

エ. 学級・学年閉鎖等の学校の臨時休業中の過ごし方について

学校の臨時休業は、新型インフルエンザがより大勢の人に感染することを防ぐための重要な措置であることを児童生徒に理解させ、保護者の協力を得てください。

また、休業期間中は遊戯施設や友達の家に出かけること等を控える他、塾、習い事等、不要不急の外出を避けるよう指導し、やむを得ず外出しなければならないときにはマスクを着用するなど、児童生徒に対して、具体的な対応についての指導を行ってください。

オ. その他

アルコール製剤（手指消毒薬）については、9月中に追加配布を行ったところです。次回は、11月中を予定しておりますので、各学校で新型インフルエンザの発生状況や学校行事に合わせて適宜ご使用ください。

なお、ノズルにつきましても、今後追加配布できるように努めているところですが、現在のところ品薄で入荷が未定であるため、現在配布しているノズルを廃棄せずに、御使用いただけるようお願いいたします。

（添付資料）

- ① 掲示来校のみなさまへお知らせ
- ② 学校休業時お知らせ（児童生徒向け）
- ③ 改訂版（小中）健康チェック表

参考4 自宅療養の手引き（厚生労働省）PDF

参考5 （ぜん息）厚生労働省 PDF

5 新型インフルエンザによる学級閉鎖等の対応の変更 小康期

資料

21 川教指第 2118 号
2009（平成 21）年 12 月 18 日

川崎市立学校（園）長様

川 崎 市 教 育 委 員 会
学 校 教 育 部 長

新型インフルエンザ対応について（第 16 報）

日頃より教育委員会の事業について御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、新型インフルエンザの感染対策につきましては、迅速に対応をしていただき、重ねて御礼申し上げます。

新型インフルエンザによる学級閉鎖等の対応につきましては、現在感染状況を踏まえ、別紙の通り変更いたしますので、貴職下教職員及び保護者に周知していただきますようお願い申し上げます。また、資料として、「本市の流行状況」を添付しますので、参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

送付物

1. 新型インフルエンザの対応の変更について
2. 保護者周知用サンプル
3. 保護者周知用サンプル（特別支援学校用）
4. 資料「本市の流行状況」

TEL 200-3318
学校教育部指導課

新型インフルエンザによる学級閉鎖等の対応の変更について

ア．新型インフルエンザによる学級閉鎖等の変更

次の理由から、学級閉鎖等の対応の変更（緩和）を行います。

- 各校の学級閉鎖等の対応が減少し、感染状況に落ち着きが見られるようになった。
- 多くのクラスで、半数程度の児童生徒が感染した。
- ワクチンの接種が始まった。

イ．学級閉鎖等の変更内容（平成22年1月4日より実施予定）

	平成21年12月13日現在対応	変更後の対応(平成22年1月4日より)
閉鎖の基準	○1 学級 10%程度の発症で閉鎖の検討を行う。	○1 学級 20%を超える発症で閉鎖の検討を行う。
閉鎖期間	○閉鎖期間は5～7日間程度	○閉鎖期間4～6日間程度であるが、状況により短縮や延長もあり得る。
決定プロセス	○校長が校医、各区教育支援担当と相談の上、決定する。	○校長が校医と相談の上、専決事項として決定。
連絡体制	○区教育担当へ確認後、FAXを健康教育課へ送る。	○決定後、給食会、区教育担当へ電話連絡、健康教育課へファクスを送る。
濃厚接触(児童・生徒)	○小学校低学年等について、濃厚接触による出席停止を要請する。	○濃厚接触による出席停止要請は原則的に行わないが、特別支援学校・学級については状況に応じ要請することもある。
濃厚接触(職員)	○濃厚接触による出勤停止を行う。触による出席停止を要請する。	○濃厚接触による出勤停止（療休、及び職免等）は原則行わない。
欠席報告	○サインズによる	○大量の感染者の発生等のみ区教育担当へ連絡。サインズは行わない。

※海外渡航の自粛は9月18日の連絡により既に解除されています。

ウ．新型インフルエンザへの対応の基本方針（変更はありません。）は変わりません。

基本方針

- 感染しない
- 感染させない
- 早期発見早期治療（重症化を防ぐ）

6 学校における新型インフルエンザ（A／H1N1）の対応 終息後

資料

事務連絡
平成22年11月8日

川崎市立学校長様

川崎市教育委員会
学校教育部長

学校における新型インフルエンザ（A／H1N1）の対応について

昨年流行した新型インフルエンザ（A／H1N1）につきましては、平成22年8月10日にWHO（世界保健機関）が、「ポストパンデミック（世界的大流行後）」とする旨の発表を行い、国は新型インフルエンザ対策本部の廃止とともに、「今後の対応については再流行への警戒は怠らず、集団感染などの監視を行い、特別な事情が生じない場合には、今年度末を目途に通常の季節性インフルエンザの対策に移行する。」と発表しています。また、本市の「川崎市新型インフルエンザ対策本部」につきましても、平成22年8月に廃止しております。

現在の新型インフルエンザ（A／H1N1）に関する状況は上記のとおりとなっていますが、具体的な対応については現在のところ変更はございません。学校の臨時休業及び出席停止措置につきましても、従来通りの対応を継続することとなりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

ア 患者発生状況の把握と報告について

校長は、インフルエンザ患者数および欠席者数の急激な増加など、集団感染の疑いがある場合には、教育委員会（健康教育課）に電話連絡をします。

イ 臨時休業について

新型インフルエンザ等の学校感染症は、校長が「校長の専決事項（川崎市立学校事務決裁規程第5条13号）」として、学校医と相談を行い、必要に応じて教育委員会と協議し、学級閉鎖、学年閉鎖、学校休業の決定を行います。

学級閉鎖 一つの学級で20%を超える発症者があった場合、学級閉鎖の検討を始めます。

- * 「発症者」とは、インフルエンザ確定患者とインフルエンザ様症状で欠席している者です。
- * 「インフルエンザ様症状」とは、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳のいずれか一つ以上）を呈した場合です。

*

学年閉鎖 複数の学級で学年閉鎖があり学年全体に多数の発症者が認められた場合、学年閉鎖の検討を始めます。

学校休業 複数の学年閉鎖があり学校全体に多数の発症者が認められた場合、学校休業の検討を始めます。

休業期間の目安 4日間～6日間程度

学校休業日（月～金）だけではなく、わくわくプラザ、部活動での感染拡大の可能性があるので、原則的に土日を含めて休業期間を決定します。

報告 学校の臨時休業が決定した場合には、すみやかに健康教育課に電話連絡して詳細をFAX（速報）し、「学校感染症による臨時休業について（報告）」を提出します。

ウ 出席停止について

新型インフルエンザに関する出席停止は、校長が学校医に相談の上、必要に応じて教育委員会と協議し決定します。

発症者への出席停止について

学校で予防すべき感染症の種類および出席停止期間の基準は、学校保健安全法施行規則に定められており、「新型インフルエンザ」は、第一類の感染症で、「治癒するまで」が出席停止となり、「(季節性) インフルエンザ」は、第二種の感染症で、「解熱後 2 日を経過するまで」となっております。

①医師により新型インフルエンザ（A／H1N1）と診断された児童生徒

出席停止の期間 治癒するまで

＊治癒の時期は、医師の診断によります。

（登校許可証明書が必要です）

②医師により季節性インフルエンザと診断された児童・生徒

出席停止の期間 解熱後 2 日を経過するまで

（登校許可証明書が必要です）

③ただし、PCR 検査が行われず、新型インフルエンザ又は季節性インフルエンザの確定診断がない場合でも、医師の診断により登校が可能とされたときには、登校を許可して差し支えありません。

新型インフルエンザ（A／H1N1）濃厚接触者への対応

濃厚接触者には一律の出席停止は求めませんが、重症化のおそれがある場合等には、出席停止を求めることがあります。

□ 特別支援学校、特別支援学級

家族に発症者があったときや室内での部活動等で濃厚な接触があった場合は出席停止を求めることがあります。

出席停止の期間 発症者との接触後、3～4 日間程度

（登校許可証明書は不要です）

□ 小学校、中学校、高校

原則として出席停止は求めません。家族に発症者があったときや室内での部活動等で濃厚な接触があった場合は、発症者との接触後、3～4 日間程度はマスクを着用する等の感染拡大防止への協力をお願いします。

出席停止の報告

校長は、「学校感染症による出席停止報告書」により毎月 5 日までに、前月に行った出席停止について、教育委員会に報告します。

川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会、幹事会及び市立学校新型インフルエンザ等対策行動連絡協議会の概要

1 設置の目的及び経過

(1) 設置の目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、川崎市立学校及び社会教育施設等における感染拡大を可能な限り防止する基本的な対応方針を策定し、対策の推進を図る。

(2) 経過

- 平成21年8月に新型インフルエンザ連絡協議会が開催され、新たな知見の集積とこれまでの対策の積み上げをもとに学校への具体的な対応の見直しが行われた。
- 平成26年3月に市教委行動計画及び市立学校ガイドラインの策定の経過報告を行い、今後の対策を取りまとめた。

2 設置要綱

(1) 川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会設置要綱（案）

（目的及び設置）

第1条 川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、教育委員会が所管する施設等における新型インフルエンザの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する検討を行うため、川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、政府が策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月策定）及び神奈川県が策定した「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（同年8月策定）を参酌し、本市の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 新型インフルエンザの発生に応じた教育委員会の体制と対策に関すること
- (2) 学校に関わる保護者及び学校以外の教育機関の利用者への情報提供等に関すること
- (3) 医療機関との連携に関すること
- (4) 教育委員会と危機管理室等との連絡調整に関すること
- (5) その他検討を要する事項

（組織）

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、教育改革推進担当部長、教育環境整備推進室長、職員部長、学校教育部長、中学校給食推進室長、生涯学習部長、総合教育センター所長、庶務課長及び健康教育課長をもって充てる。

（会議）

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

（幹事会）

第5条 検討委員会は、新型インフルエンザ等に関する具体的な内容を検討又は調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事長、副幹事長、幹事及び庶務は、別表のとおりとする。

- 3 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その進行を図る。
- 4 幹事長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
(庶務)

第6条 検討委員会及び幹事会の庶務は、学校教育部健康教育課において処理する。
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	充てる職
幹事長	総務部長
副幹事長	学校教育部長
幹事	総 務 部 庶務課長、庶務課担当課長、企画課長、学事課長、 人権・共生教育担当課長、 教育改革推進担当 担当課長（区教育・調整） 教育環境整備推進室 担当課長（施設マネジメント） 職 員 部 教職員課長、担当課長（教職員服務）、勤労課長 学校教育部 指導課長、担当課長（特別支援教育調整）、担当課長（指導・調整） 学校教育部長が指定する区教育担当担当課長2名 健康教育課長、担当課長（学校給食）健康教育課学校保健・体育係長、 健康教育課指導主事（学校保健担当） 生涯学習部 生涯学習推進課長、文化財課長 総合教育センター 総務室長、カリキュラムセンター室長、情報・視聴覚センター室長 特別支援教育センター室長

(2) 川崎市立学校における新型インフルエンザ等対策行動連絡協議会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 川崎市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「市立学校」という。）における新型インフルエンザ等の対策の検討を行うため、「市立学校における新型インフルエンザ等対策行動連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（役割）

第2条 連絡協議会は、市立学校における基本的な新型インフルエンザ等対策に必要な情報収集、基礎的調査及び課題の整理を行い、協議し、川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動検討委員会が設置する幹事会と連絡・調整を行う。

（構成）

第3条 連絡協議会は、学校教育部長、市立学校の各校種の校長会長、学校医代表、学校保健会養護部会代表、保護者代表、指導課担当課長（指導・調整）、健康教育課長及び区教育担当担当課長代表により構成する。

（座長及び副座長）

第4条 連絡協議会に座長及び副座長各1名を置く。

- 2 座長には、学校教育部長を充てる。
- 3 座長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、構成員の中から座長の指名により選出する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第5条 連絡協議会は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第6条 連絡協議会の庶務は、健康教育課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

用語解説 ※アイウエオ順

●インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

●家さん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

●感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

●帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

●帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

●抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

●个人防护具及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

●サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

●指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

●死亡率

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザに罹患して死亡した者の数。

●致死率

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

●トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

●濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザの感染が疑われる者。

●発病率

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

●パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

●パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

●プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

●PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

参考文献・参考資料

- 1 「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」平成18年9月19日
(平成25年7月5日改定) 文部科学省新型インフルエンザ対策本部
- 2 「学校等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」平成21年7月
新型インフルエンザ対策プロジェクト会議 千葉県教育庁
- 3 「都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル（暫定版）」平成20年12月
東京都教育委員会
- 4 「神奈川県新型インフルエンザ対策行動計画」平成25年8月 神奈川県
- 5 「川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」平成25年11月21日版 川崎市
- 6 「平成25年九都市新型インフルエンザ対策研修会」資料 平成25年12月版 九都県市
新型インフルエンザ対策検討部会

平成25年度

川崎市教育委員会「新型インフルエンザ等対策行動計画及び新型インフルエンザ等対策行動ガイドライン vol.1」

【作業委員名簿】

所 属	役 職 名	氏 名
学校教育部指導課	担当課長	山田 英児
学校教育部指導課	指導主事	川村 雅昭
中原区・教育担当	担当課長	佐藤 俊司
宮前区・教育担当	担当課長	市川 洋
学校教育部健康教育課	課長	広瀬 進
学校教育部健康教育課	課長補佐	森脇 直子
学校教育部健康教育課	学校保健・体育係課長補佐	山田 哲郎
学校教育部健康教育課	指導主事	後藤 美智子
教職員部教職員課	担当課長	寺戸 光樹
生涯学習部生涯学習推進課	課長	池谷 典彦
総合教育センター カリキュラムセンター	室長	佐藤 公孝

(平成26年4月発行)

川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動計画及び

川崎市立学校における新型インフルエンザ等対策行動ガイドラインvol.1

川崎市教育委員会

所在地：〒210-0008 川崎市川崎区宮本町6番 明治安田生命ビル

担当課：学校教育部 指導課

電話 直通 (044) 200 - 3243 内線 51307

学校教育部 健康教育課

電話 直通 (044) 200 - 3293 内線 51212

FAX (044) 200 - 2853

教育委員会行動計画作成の目的

平成25年4月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、特措法という。）が施行された。文部科学省は「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」（以下、「文部科学省行動計画」）を平成25年7月5日に改定している。また、本市においても今年度末には特措法に基づき「新型インフルエンザ等対策行動計画」を新規に策定する。このため、市教育委員会でも、「文部科学省行動計画」及び「市行動計画」等を踏まえ、平時から新型インフルエンザ発生時の各段階における教育委員会や各学校がとるべき適切な対応についての対策行動計画を作成することが喫緊の課題であると考え、「川崎市教育委員会新型インフルエンザ等対策行動計画及び川崎市立学校における新型インフルエンザ等対策行動ガイドライン」（以下、市教委行動計画及び市立学校ガイドラインという。）を作成した。

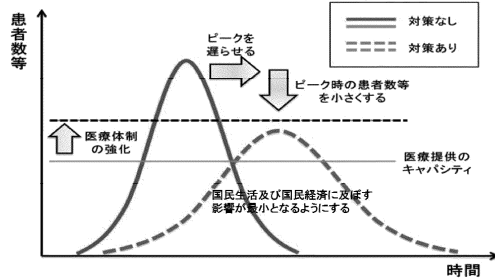
【 特措法 】

新型インフルエンザに対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものである。

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響のおそれがあると認められたとき。

<対策の効果 概念図>



【政府行動計画】（特措法第6条）（平成25年6月策定）

【県行動計画】（特措法第7条）
（平成25年8月策定）

【市行動計画】（特措法第8条）
（平成26年3月策定）

【文部科学省行動計画】
（平成25年7月改訂）

【市教育委員会行動計画】
（平成26年4月策定）

■ 市教委行動計画

1 未発生期における対応

- ・実施体制の強化と整備
- ・対策行動検討委員会及び幹事会の開催
- ・サーベイランスの実施
- ・情報の収集
- ・市教委行動計画及び市立学校ガイドラインの周知
- ・予防・まん延防止教育の実施

2 海外発生期における対応

- ・実施体制の強化と整備
- ・対策行動検討委員会及び幹事会の開催
- ・サーベイランスの強化
- ・情報の収集
- ・市教委行動計画及び市立学校ガイドラインの周知
- ・予防・まん延防止教育の実施
- ・海外発生状況及び情報の提供
- ・学校及び社会教育施設への注意喚起

3 国内発生早期における対応

- ・緊急事態宣言が発せられたときの措置
- ・対策行動検討委員会及び幹事会の開催
- ・学校及び社会教育施設等の臨時休業の要請、指示
- ・各種会議・大会などの中止の指示
- ・サーベイランスの継続

4 国内感染期における対応

- ・緊急事態宣言が発せられたときの措置
- ・対策行動検討委員会及び幹事会の開催
- ・学校及び社会教育施設等の臨時休業の要請、指示
- ・各種会議・大会などの中止の指示
- ・サーベイランスの継続

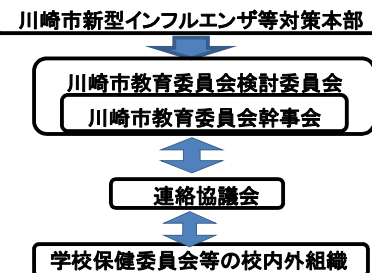
5 小康期における対応

- ・終息の指示
- ・評価

■ 市立学校ガイドライン

発生段階	主な対応			
	国	神奈川県 川崎市	市	学校
未発生期			・サーベイランスの実施 ・発生に備えた事前準備 ・市民への情報提供	・文部科学省及び県内外の連携強化と体制の整備 ・市内体制の確認 ・情報の収集と提供 ・検討会、幹事会の開催 ・サーベイランスの実施 ・委員会行動計画及び市教委ガイドラインの周知 ・鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策
海外発生期	海外	海外	・海外からの侵入防止対策 ・国内発生に備えた対策の実施 ・サーベイランスの強化 ・市民への情報提供 ・業務継続計画に基づく重要業務への重点化の準備	・発生に備えた市内対策の確認と実施 ・文部科学省及び関係部局からの情報の収集及び学校への情報提供 ・サーベイランスの強化 ・業務継続計画に基づく重点化の準備 ・検討委員会、幹事会の開催
国内発生早期	県内	県内	・市内への情報提供 ・全庁的なまん延防止 ・市内患者発生の早期把握 ・適正な医療の提供 ・業務継続計画に基づく重要業務への重点化の実施	・文部科学省及び県内外の連携強化と体制の整備 ・市内体制の確認と強化 ・情報の収集と提供 ・サーベイランスの継続 ・発生時の連絡体制の構築 ・緊急事態宣言が発せられた場合の措置 ・会議等の中止の指示 ・関係施設の使用中止の指示・要請
国内感染期	県内	県内	・緊急事態宣言が発せられたときの措置 ・情報の収集と提供 ・サーベイランスの継続 ・学校休業等の対応 ・発生時の連絡・相談等の実施 ・感染拡大防止教育の実施	・緊急事態宣言が発せられたときの措置 ・情報の収集と提供 ・サーベイランスの継続 ・学校休業等の対応 ・発生時の連絡・相談等の実施 ・感染拡大防止教育の実施
小康期	小康期	小康期	・第一波に関する対策の評価 ・第二波への体制整備 ・第三波の発生の早期探知	・終息の指示 ・評価

【 体系図 】



【 学習支援 】

- ・休業中の学習支援
- ・入学試験
- ・休業後の学習支援

【 教職員服務 】

- ・業務の優先
- ・学校職員の服務

【 関係施設の使用 】

- ・平時における衛生用品の提供と保管
- ・発生時の対応

【 資料編 】

- ・指導演
- ・過去の事例（平成21年新型インフルエンザ発生時の対応から）
- ・要綱